

第8期嵐山町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)

健康で互いに支えあう
生き生きとしたまち らんざん



令和3年3月
嵐山町

はじめに

我が国の総人口は、令和2年10月1日現在、約1億2,588万人（概算値、総務省統計局）で、総人口に占める65歳以上人口の割合は28.7%となっており、本町の高齢化率も、平成20年には21%を超え、令和2年10月1日には33.3%と約3人に1人が65歳以上となっております。今後も2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年（令和22年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれます。



このような中、本町では「第7期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を平成30年3月に策定し、「利用者本位、高齢者の主体性、自立支援、協働社会の構築」を基本理念として掲げ、安心して高齢期を過ごすことのできるまちづくりに取り組んできました。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきました。

今回、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。本計画を計画的に進め、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支えあい、助けあいながら暮らしていける地域づくりに向けて、地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域づくり等を一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

本計画を実行していくには、行政はもとより、町民、地域、関係各機関等と連携しながら進めていくことが必要です。皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にご協力いただきました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

嵐山町長 佐久間 孝光

目 次

第1部 総 論

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
（1）関連計画との整合性.....	4
4 計画の策定体制.....	5
（1）計画作成のための体制.....	5
（2）アンケート調査の実施.....	5
（3）パブリックコメントの実施.....	5
5 計画の期間.....	5
6 第7期計画の総括.....	6
第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状.....	7
1 高齢者の現状.....	7
（1）高齢者人口の推移.....	7
（2）高齢者の世帯状況.....	8
（3）高齢者の疾病状況.....	8
（4）認知症高齢者数の推移.....	9
（5）高齢者の状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）.....	9
2 要介護（要支援）認定者の現状.....	16
（1）要介護等認定者の推移.....	16
（2）要介護等認定者の状況（在宅介護実態調査）.....	17
第3章 介護保険をめぐる現状.....	22
1 給付実績等の概要.....	22
2 サービス基盤の現状.....	23
3 日常生活圏域の設定.....	24
第4章 計画期間における将来推計.....	25
1 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計.....	25
（1）高齢者人口の推計.....	25
（2）要支援・要介護認定者数の推計.....	27
第5章 計画の基本的な考え方.....	28
1 計画の基本的視点と基本方針.....	28
（1）基本的視点.....	28
（2）基本方針.....	29
2 基本目標.....	29
（1）基本目標.....	29

3 施策の体系	3 0
---------------	-----

第2部 各論

第1章 地域包括ケアシステムの深化..... 3 3

施策1-1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進..... 3 3

1 総合事業の充実.....	3 4
（1）介護予防・生活支援サービス事業	3 4
（2）一般介護予防事業.....	3 7
2 包括的支援事業・任意事業の充実	4 4
（1）包括的支援事業.....	4 4
（2）任意事業	4 6
3 健康づくり施策との連携推進	4 8
（1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	4 8

施策1-2 地域包括支援体制の充実..... 4 9

1 在宅医療・介護連携の推進.....	4 9
2 認知症施策の推進	5 3
3 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進.....	5 6
（1）生活支援の体制整備.....	5 6
（2）地域ケア会議推進事業.....	5 8

施策1-3 高齢者の生きがいがづくり・生活支援の充実..... 6 1

1 生きがいがづくり活動の支援.....	6 1
（1）老人クラブ活動への支援.....	6 1
（2）シルバー人材センターへの活動支援	6 1
（3）生涯スポーツの推進.....	6 2
（4）ボランティアセンターとの連携.....	6 3
2 生活支援サービスの充実	6 3
（1）高齢者外出支援事業.....	6 3
（2）高齢者運転免許証自主返納支援事業	6 3
（3）訪問理美容サービス.....	6 4
（4）寝具洗濯乾燥消毒サービス.....	6 4
（5）ショートステイ（在宅高齢者短期入所事業）	6 4
3 多様なサービスの推進.....	6 5
（1）社会福祉協議会による高齢者支援事業	6 5
（2）住まいの安定確保.....	6 6

第2章 介護保険事業の推進（第8期介護保険事業計画）..... 6 8

施策2-1 サービス提供体制の確保と質の向上..... 6 8

1 地域包括支援センターの充実	6 8
-----------------------	-----

(1) 地域包括支援センターの運営	68
(2) 地域包括支援センターの機能強化	68
2 サービスの質の向上	70
(1) 介護給付の適正化	70
(2) 介護保険運営協議会の設置	71
(3) 地域密着型サービス運営委員会の設置	71
(4) 介護に関する相談窓口の設置及び周知	71
3 情報提供と苦情対応	71
(1) 介護サービス、生活支援・介護予防サービスなどの情報提供	71
(2) 苦情・相談対応	71
4 福祉・介護人材の確保・育成支援	72
(1) 人材育成のための情報発信	72
施策2-2 事業の円滑な運営の維持	73
1 介護保険事業の推進	73
(1) 居宅サービス	73
(2) 地域密着型介護サービス	78
(3) 施設サービス	81
2 総合事業の利用者推計	84
(1) 第1号訪問事業	84
(2) 第1号通所事業	84
3 低所得者等に対する利用者負担額の軽減	85
(1) 低所得者対策	85
4 介護保険給付費と保険料の算定	86
(1) 給付実績	86
(2) 給付計画	87
(3) 保険料の算定	90
5 計画の推進に向けて	93
(1) 連携の強化	93
(2) 推進体制の強化	93
(3) 計画の進行管理	94
(4) 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標について	95

資料編

1 嵐山町介護保険運営協議会設置要綱	96
2 嵐山町介護保険運営協議会 委員名簿	97
3 策定の経緯	98

第 1 部 総論

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。介護保険制度は、その創設から20年目を迎え、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

その一方、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年（令和22年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれます。

こうした中、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

その後、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年）により、地域共生社会の実現を図るため、介護保険の分野では、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化等、各種取組の推進や強化が謳われています。

2 計画策定の趣旨

平成27年に「団塊の世代」が65歳以上になり始めてから、高齢者人口が著しく増加し、2025年（令和7年）にはその団塊の世代がすべて75歳以上になることから、今後さらに後期高齢者人口の増加が見込まれ、あわせて、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されます。

本町では、『第7期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という）』（平成30年3月）を策定し、地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、第6期計画期間で本格化した在宅医療・介護連携等の取り組みも進めながら、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた保険者機能の強化等に取り組んできました。

今回策定する『第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という）』は、介護保険制度の改革の方向性等を踏まえ、2025年（令和7年）に向けて、老人福祉法や介護保険法の基本的理念に基づき、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施などが計画的に図られるようにすることを目的に策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 関連計画との整合性

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき策定するものであり、「嵐山町総合振興計画」で示された基本方針との整合性を図りつつ、その趣旨から一体的に策定したものです。

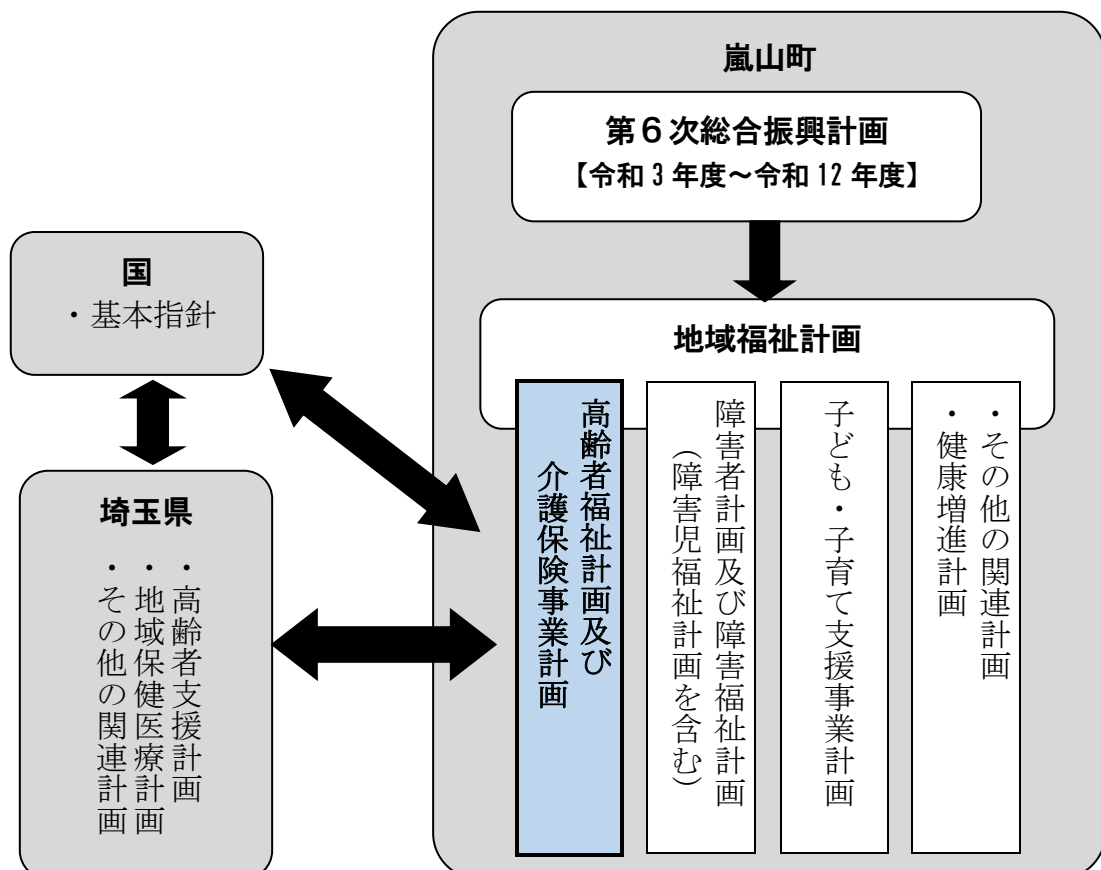
◎高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8）

…介護保険以外のサービスや生きがいづくりなど、高齢者全体の地域における福祉水準の向上を目指す計画

◎介護保険事業計画（介護保険法第117条）

…介護保険給付サービスの見込み量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定める計画

本計画は本町の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置づけられることから、国、県の高齢者支援計画、地域保健医療計画、介護保険事業に関する計画との連携、整合性を図ります。また本町の総合振興計画、地域福祉計画、障害者計画及び障害福祉計画との調和、さらに各行政部門の計画とも調和・連携を図りながら計画全体の推進にあたります。



4 計画の策定体制

（１）計画作成のための体制

計画の策定に当たっては、介護保険被保険者及びサービス事業者の代表者並びに一般公募者により構成される「嵐山町介護保険運営協議会」において協議・検討を行いました。また、各種事業の取組では、関係部署間と連携して作成に取り組むとともに、埼玉県との連携等を図りました。

（２）アンケート調査の実施

計画の策定に当たっては、多くの町民の意見を反映させるため、一般高齢者 800 名、認定者 200 名を無作為抽出して、アンケート方式による「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査」を令和 2 年度に実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

計画の策定に当たっては、計画素案に対してパブリックコメントを実施し、広く町民から意見を求めました。

5 計画の期間

第 8 期の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年です。第 6 期以降の計画は、団塊の世代がすべて 75 歳になる令和 7 年（2025 年）に向け、第 5 期で開始した地域包括ケアシステム構築の一層の深化を推進するものです。さらに、団塊世代ジュニアが 65 歳以上になる、令和 22 年（2040 年）を見据え、サービス基盤や人的基盤の整備を検討していきます。

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

6 第7期計画の総括

第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化、介護保険事業の推進の実現に向けて、各種施策に取り組んできました。令和元年度には、地域支援事業として、「ぷらっと嵐トレ」の9地区での立ち上げ、脳の健康教室の順調な開催と卒業生による自主グループ活動が継続しています。地域包括支援体制の充実としては、認知症サポーター養成講座の開催、高齢者の生きがいきづくり・生活支援の充実としては、高齢者外出支援事業の申請が増えました。介護保険事業の推進としては、介護給付適正化事業を実施しました。進捗評価としては各施策・事業とも概ね計画通りに実施となりました。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化

			進捗評価			
施策名	施策の方向	件数	A	B	C	D
地域支援事業の充実	1 地域支援事業の推進	—				
	2 総合事業の充実 ・ 介護予防・生活支援サービス事業 ・ 一般介護予防事業	20	16	4	0	0
	3 包括的支援事業・任意事業の充実	12	12	0	0	0
地域包括支援体制の充実	1 在宅医療・介護連携の推進	7	6	1	0	0
	2 認知症施策の推進	9	8	1	0	0
	3 地域包括ケアシステムの推進	8	8	0	0	0
高齢者の生きがいきづくり・生活支援の充実	1 生きがいきづくり活動の支援	4	4	0	0	0
	2 生活支援サービスの充実	5	5	0	0	0
	3 多様なサービスの推進	22	22	0	0	0

※A：計画通り実施 B：一部未実施 C：未実施 D：廃止等

基本目標2 介護保険事業の推進

			進捗評価			
施策名	施策の方向	件数	A	B	C	D
サービス提供体制の確保と質の向上	地域包括支援センターの充実	4	4	0	0	0
	サービスの質の向上	3	3	0	0	0
	情報提供と苦情対応	2	2	0	0	0
	福祉・介護人材の確保・育成支援	1	1	0	0	0
	介護離職ゼロに向けた取組	1	1	0	0	0

※A：計画通り実施 B：一部未実施 C：未実施 D：廃止等

第2章 高齢者・要介護（要支援）認定者の現状

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

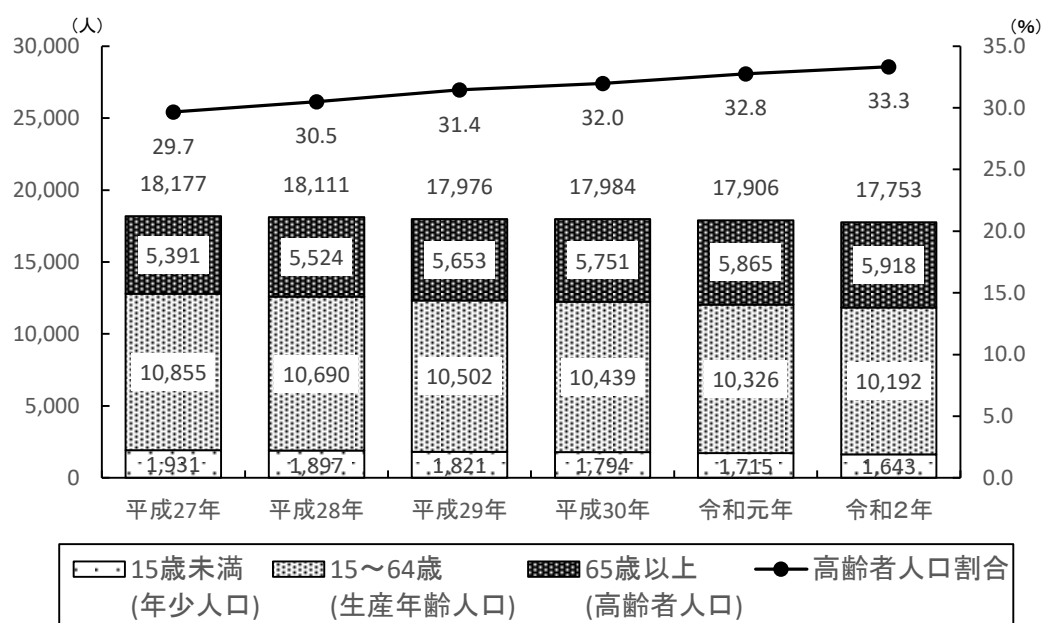
嵐山町の総人口は減少傾向が続く中、65歳以上人口の総人口に占める割合（高齢化率）は平成27年から令和2年にかけて3.6ポイント増加しています。

（単位：人、％）

		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
総人口	人数	18,177	18,111	17,976	17,984	17,906	17,753
65歳以上	人数	5,391	5,526	5,653	5,751	5,865	5,918
	高齢化率	29.7	30.5	31.4	32.0	32.8	33.3
うち	人数	3,102	3,126	3,088	3,066	3,070	3,059
65～74歳	構成比	17.1	17.3	17.2	17.0	17.1	17.2
うち	人数	2,289	2,400	2,565	2,685	2,795	2,859
75歳以上	構成比	12.6	13.3	14.3	14.9	15.6	16.1
40～64歳	人数	6,225	6,126	6,067	5,933	5,926	5,963
	構成比	34.2	33.8	33.8	33.0	33.1	33.6

※資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

■人口と高齢化率の推移



※資料：長寿生きがい課

第1部 総論

第2章 高齢者・要介護(要支援)認定者の現状

(2) 高齢者の世帯状況

嵐山町の高齢者のいる世帯の状況について、平成27年の国勢調査によると、「65歳以上の高齢者のいる世帯」は49.3%となっています。そのうち「高齢単身世帯」は696世帯で、総世帯数の10.0%となっています。

平成22年の国勢調査と比較すると、「65歳以上の高齢者のいる世帯」が増加しているなかで、「高齢者単身世帯」及び「高齢者夫婦のみ世帯」が世帯数、構成比ともに増加しています。

		平成22年		平成27年	
		世帯数(世帯)	構成比(%)	世帯数(世帯)	構成比(%)
総世帯数		6,683	100.0	6,935	100.0
65歳以上の高齢者がいる世帯		2,885	43.2	3,422	49.3
(内訳)	高齢者単身世帯	473	7.1	696	10.0
	高齢者夫婦のみの世帯	601	9.0	1,026	14.8
	その他の世帯	1,811	27.1	1,700	24.5
高齢者のいない世帯		3,798	56.8	3,513	50.7

※資料：国勢調査

(3) 高齢者の疾病状況

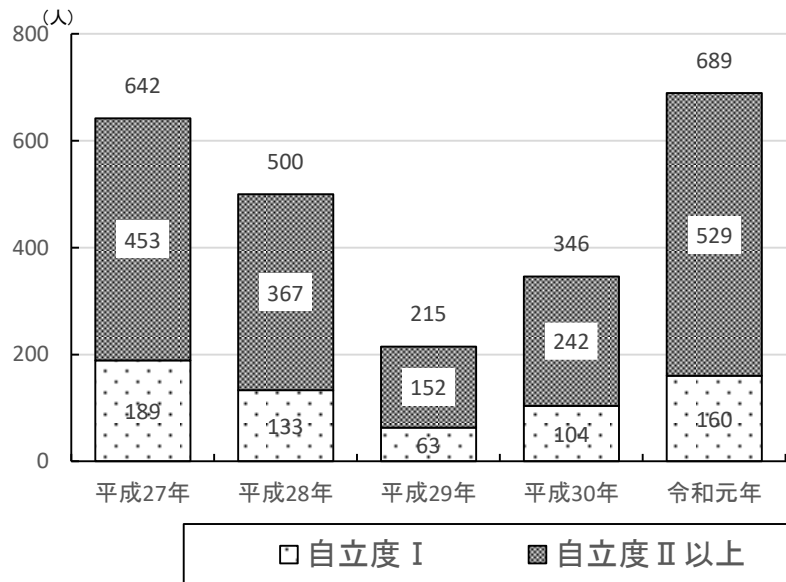
平成28年度後期高齢者医療疾病分類より、本町の75歳以上の高齢者の疾病の状況をみると、本町の高齢者の主要な疾病は、「循環器系の疾患」「消化器系の疾患」「筋骨格系及び結合組織の疾患」「眼及び付属器の疾患」の順で高い割合となっており、なかでも「循環器系の疾患」は31.9%と、第2位の「消化器系の疾患」の2.0倍となっています。

分 類	構成比 (%)	
	嵐山町	埼玉県
循環器系の疾患	31.9	27.6
消化器系の疾患	15.9	17.0
筋骨格系及び結合組織の疾患	9.5	10.8
眼及び付属器の疾患	8.9	8.6
内分泌、栄養及び代謝疾患	6.7	8.6
新生物	3.9	3.9
呼吸器系の疾患	3.1	3.6
腎尿路生殖器系の疾患	2.8	3.1

※資料：後期高齢者医療疾病分類別集計表

(4) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数と「認知症高齢者の日常生活自立度」をみると、平成29年より毎年増加しています。



※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

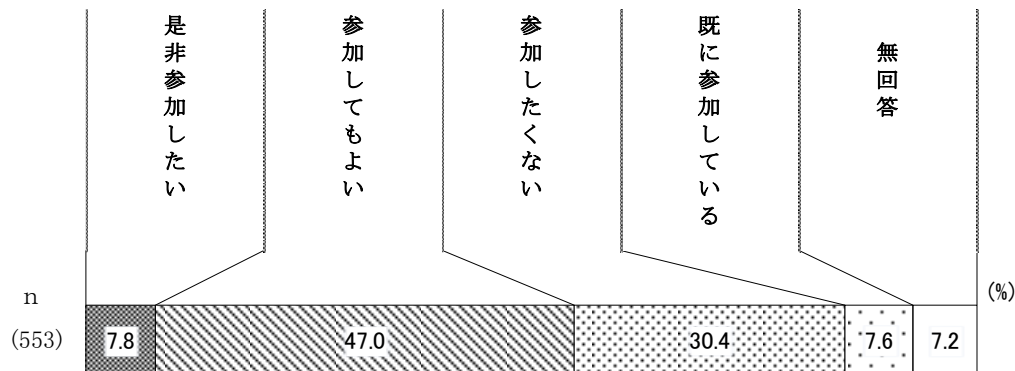
(5) 高齢者の状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果）

調査名	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査の目的	国から示された調査票に基づいて高齢者の生活状況や健康状態などをうかがい、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため
調査の対象	町内在住の65歳以上の高齢者（要支援認定者・サービス事業対象者含む）から無作為抽出した800人
調査方法	郵送法（郵送による発送、郵送による回収）
調査期間	令和2年7月13日から7月30日
回収数（回収率）	553件（69.1%）

①地域活動について

■地域活動へ参加者としての参加意向

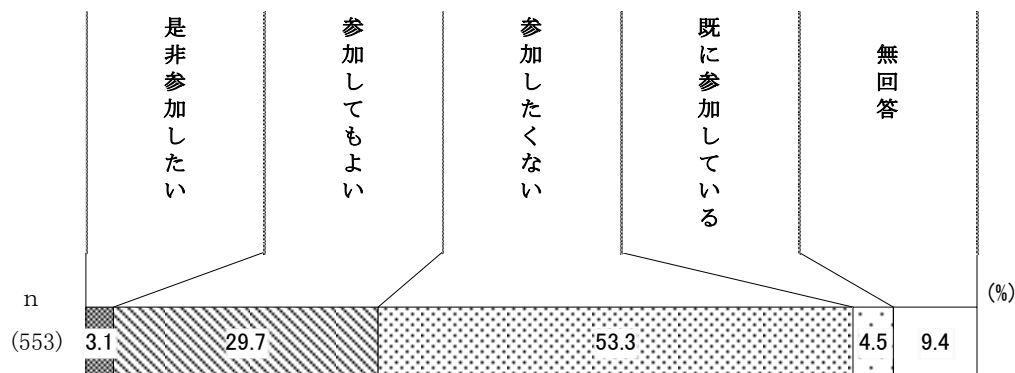
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



地域活動への参加者としての参加意向では、「参加してもよい」が47.0%で最も多く、以下、「参加したくない」(30.4%)、「是非参加したい」(7.8%)、「既に参加している」(7.6%)となっています。

■地域活動へ企画・運営（お世話役）としての参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

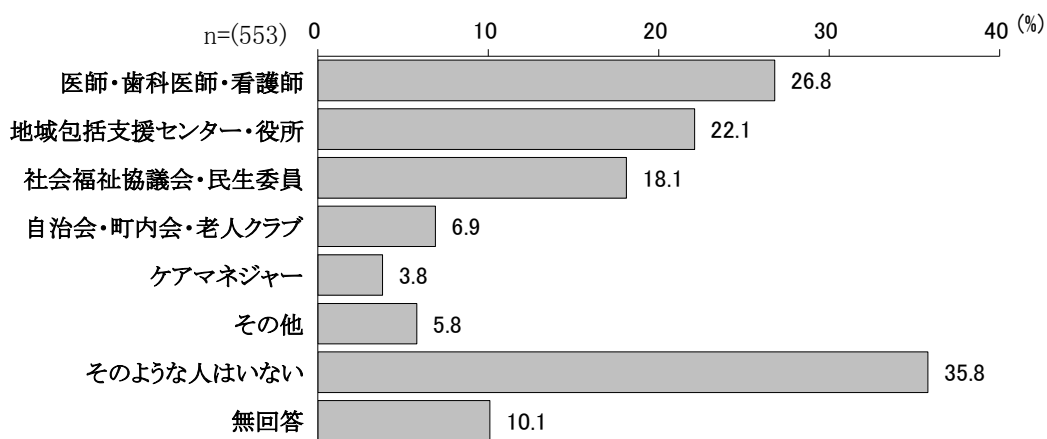


地域活動への企画・運営としての参加意向では、「参加したくない」が53.3%で最も多く、以下、「参加してもよい」(29.7%)、「既に参加している」(4.5%)、「是非参加したい」(3.1%)となっています。

②相談支援について

■家族以外の相談相手

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（いくつでも）

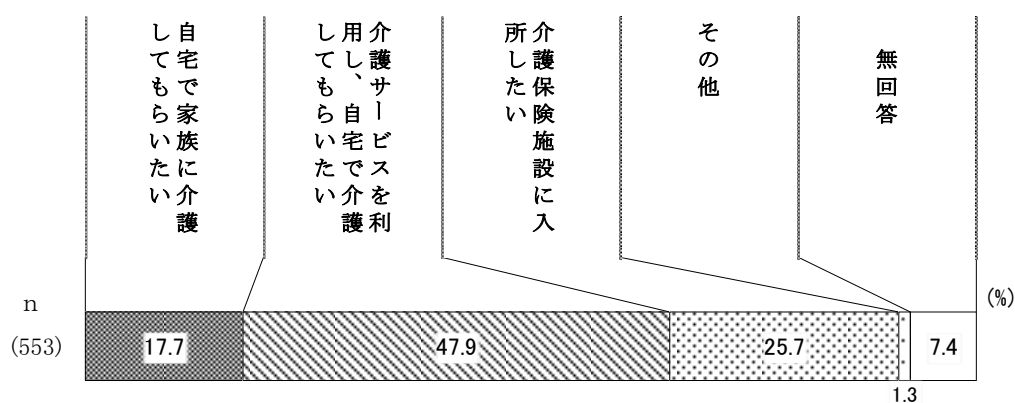


家族・友人・知人以外の相談相手では、「そのような人はいない」が35.8%で最も多く、以下、「医師・歯科医師・看護師」(26.8%)、「地域包括支援センター・役所」(22.1%)、「社会福祉協議会・民生委員」(18.1%)となっています。

③介護について

■希望する介護

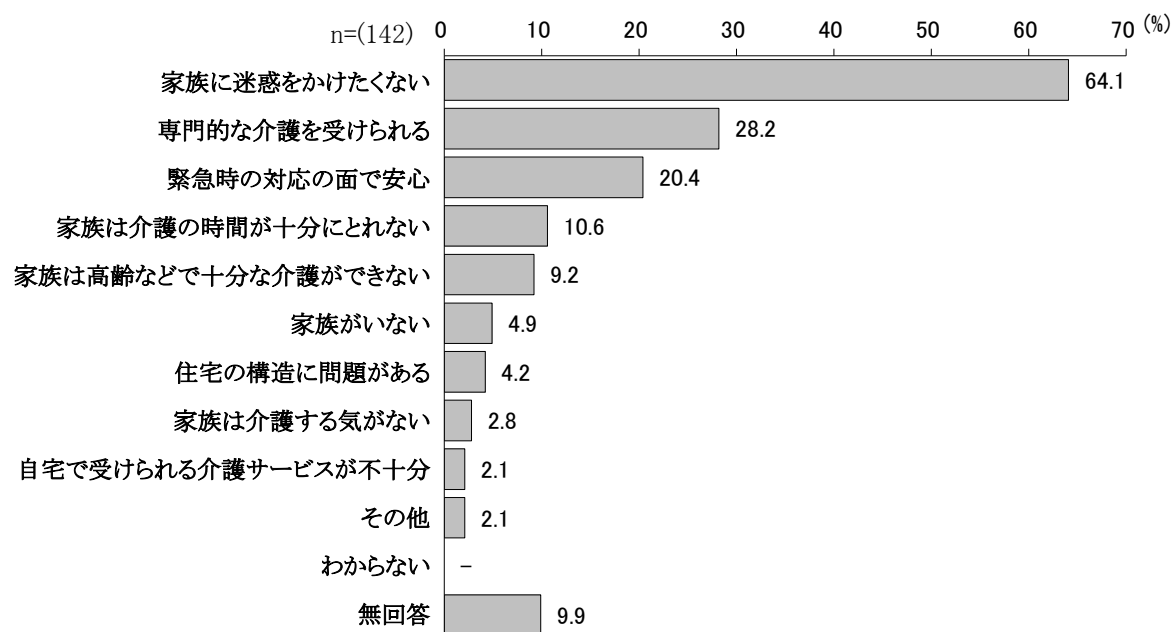
介護が必要になった場合、どのような介護を希望しますか。（○は1つ）



介護が必要になった場合、希望する介護では、「介護サービスを利用し、自宅で介護してもらいたい」が47.9%で最も多く、以下、「介護保険施設に入所したい」(25.7%)、「自宅でも家族に介護してもらいたい」(17.7%)となっています。

■希望する介護

「介護保険施設に入所したい」と答えた方に伺います。
介護保険施設を利用したい理由は何ですか。(〇は2つまで)



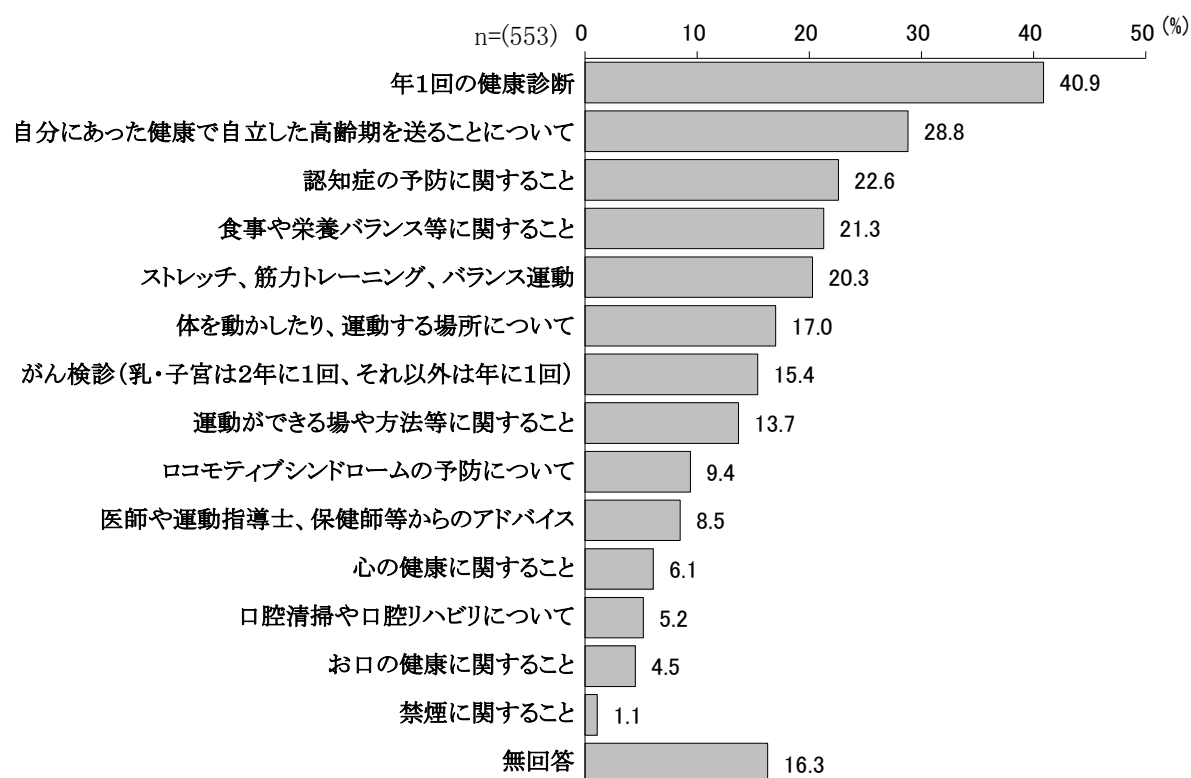
介護保険施設を利用したい理由では、「家族に迷惑をかけたくない」が64.1%で最も多く、以下、「専門的な介護を受けられる」(28.2%)、「緊急時の対応の面で安心」(20.4%)、「家族は介護の時間が十分にとれない」(10.6%)となっています。

④健康について

■健康の維持

あなたは、健康を維持するために（または状態が悪くならないように）アドバイス、相談、教室、活動などの利用状況と今後の利用希望についてお答えください。

（利用している、もしくは利用したいものについて、それぞれに○）



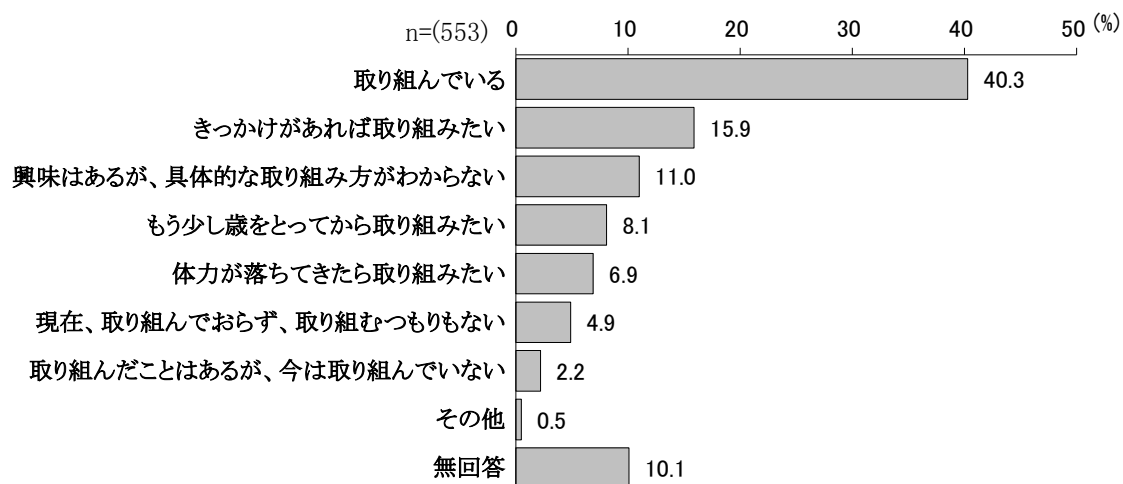
健康を維持するための活動などの利用状況と利用希望では、「年1回の健康診断」が40.9%で最も多く、以下、「自分にあった健康で自立した高齢期を送ることについて」(28.8%)、「認知症の予防に関すること」(22.6%)、「食事や栄養バランス等に関すること」(21.3%)となっています。

第1部 総論

第2章 高齢者・要介護(要支援)認定者の現状

■介護予防の取組

あなた（あて名ご本人）は、寝たきりや認知症など、介護を必要とする状態にならないよう、現在、介護予防に取り組んでいますか。（○はひとつ）

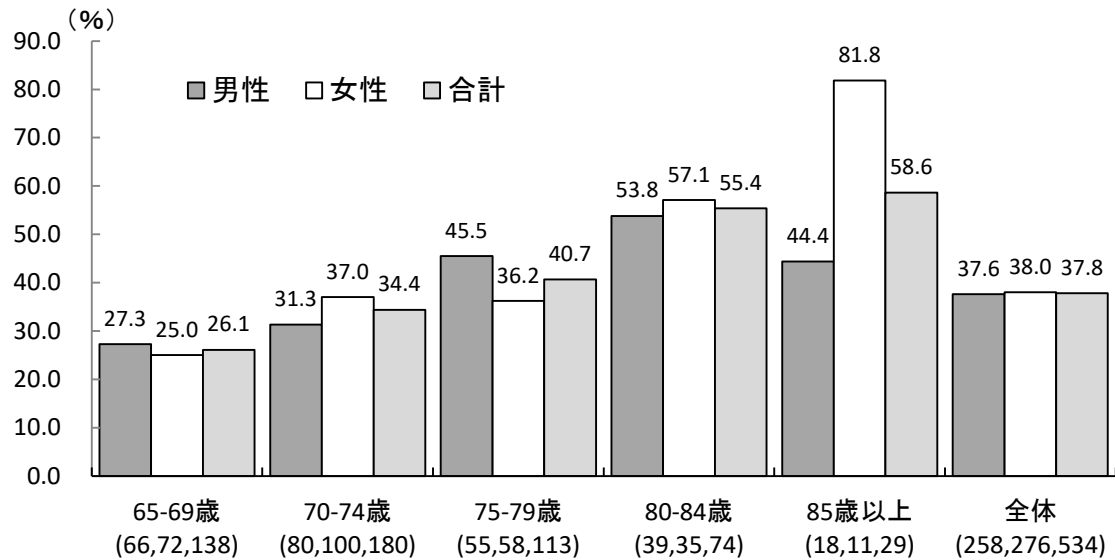


介護予防の取り組みの状況では、「取り組んでいる」が40.3%で最も多く、以下、「きっかけがあれば取り組みたい」（15.9%）、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」（11.0%）、「もう少し歳をとってから取り組みたい」（8.1%）となっています。

⑤認知症について

■物忘れについて

物忘れが多いと感じますか。

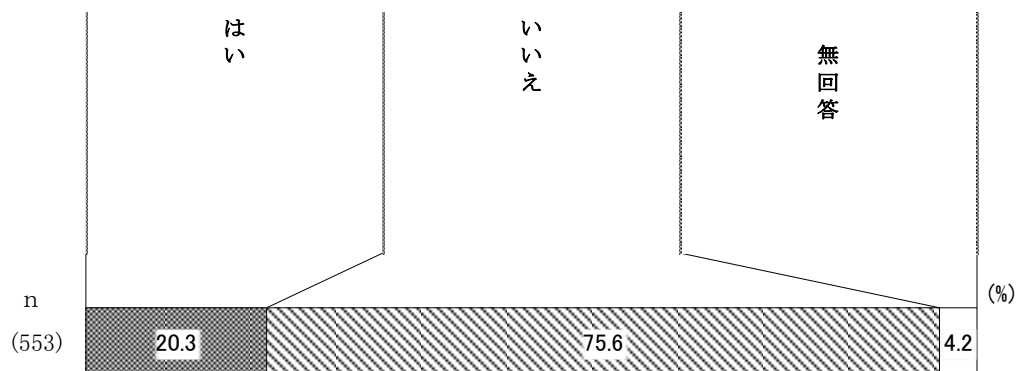


「認知機能」の評価結果をみると、全体で37.8%がリスク該当者となっています。

80歳未満では男性、80歳以上では女性のリスク該当者割合が高い傾向があり、年齢があがるほどリスク該当者割合が高い傾向があります。

■相談窓口について

認知症に関する相談窓口を知っていますか。(〇はひとつ)



認知症に関する相談窓口の認知度では、「いいえ」が75.6%、「はい」が20.3%となっています。

2 要介護(要支援)認定者の現状

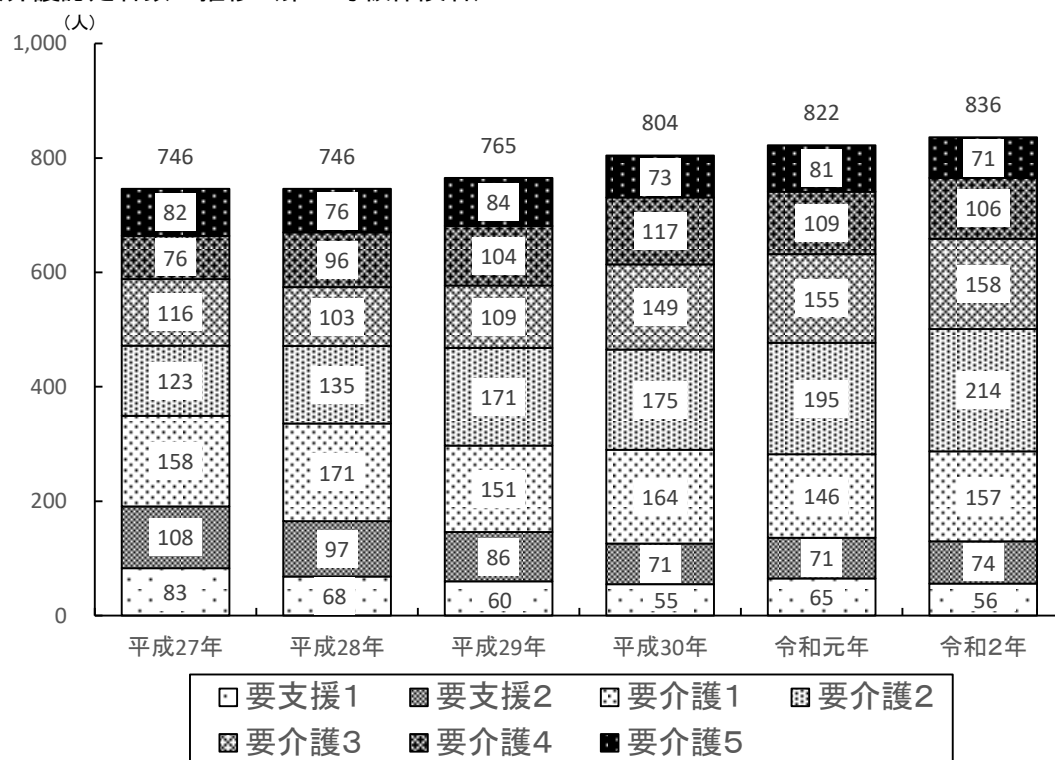
(1) 要介護等認定者の推移

第6期・第7期計画期間内の認定者数は、微増となっており、介護度別では要介護2以上の認定者数が増加しています。

	6期			7期		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
要支援1	83	68	60	55	65	56
要支援2	108	97	86	71	71	74
要介護1	158	171	151	164	146	157
要介護2	123	135	171	175	195	214
要介護3	116	103	109	149	155	158
要介護4	76	96	104	117	109	106
要介護5	82	76	84	73	81	71
計	746	746	765	804	822	836
第1号被保険者数	5,391	5,526	5,653	5,642	5,768	5,823
認定率	13.8%	13.5%	13.5%	14.3%	14.3%	14.4%

※資料:国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

■要介護認定者数の推移(第1号被保険者)



※資料:国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

(2) 要介護等認定者の状況（在宅介護実態調査）

調査名	在宅介護実態調査
調査の目的	国から示された調査票に基づいて要介護者及びその家族等介護者に対して、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため
調査の対象	町内在住の要支援又は要介護認定を受けている方のうち在宅で生活をしている方を対象に無作為抽出した200人
調査方法	郵送法（郵送による発送、郵送による回収）
調査期間	令和2年7月13日から7月30日
回収数(回収率)	151件（75.5%）

①在宅介護継続の支援について

■介護者の年齢

主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

（上段：件数、下段：調査数に対する割合）

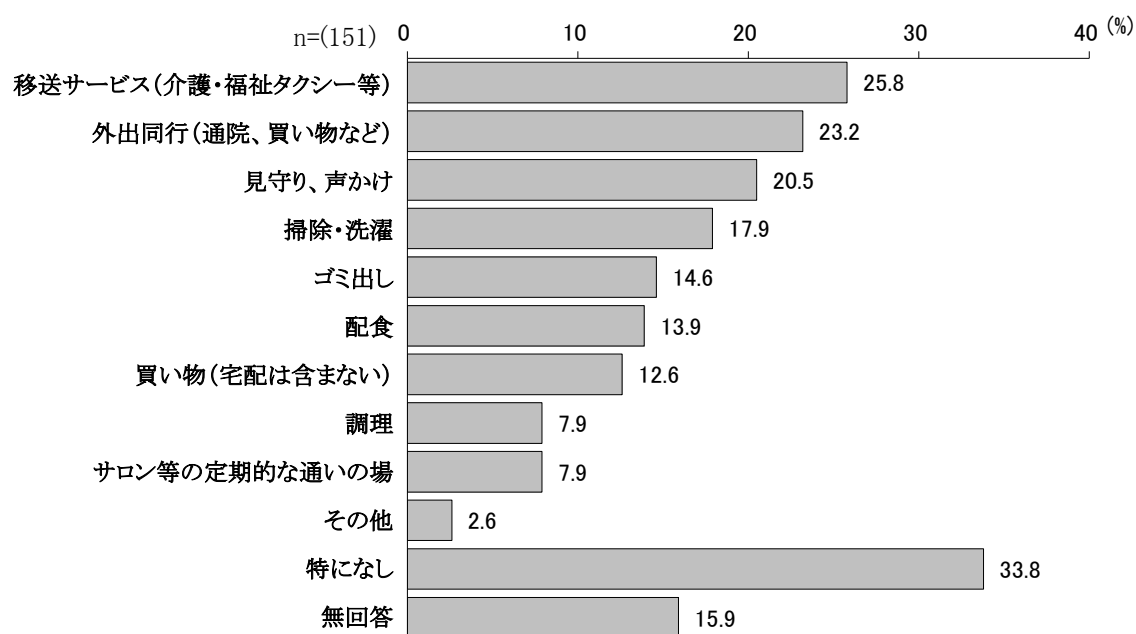
		主な介護者の年齢							
		調査数	30代	40代	50代	60代	70代	80代	無回答
全体		112 100.0	2 1.8	6 5.4	26 23.2	42 37.5	20 17.9	11 9.8	5 4.5
調査対象者の年齢	65～69歳	4 100.0	－ －	－ －	－ －	4 100.0	－ －	－ －	－ －
	70～74歳	10 100.0	－ －	2 20.0	2 20.0	2 20.0	4 40.0	－ －	－ －
	75～79歳	17 100.0	1 5.9	3 17.6	4 23.5	－ －	8 47.1	1 5.9	－ －
	80～84歳	23 100.0	－ －	－ －	10 43.5	1 4.3	2 8.7	7 30.4	3 13.0
	85～89歳	30 100.0	1 3.3	－ －	9 30.0	17 56.7	－ －	3 10.0	－ －
	90～94歳	20 100.0	－ －	－ －	1 5.0	15 75.0	3 15.0	－ －	1 5.0
	95～99歳	6 100.0	－ －	1 16.7	－ －	3 50.0	2 33.3	－ －	－ －
	100歳以上	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 50.0	－ －	1 50.0

家族・親族からの介護がある方にたずねたところ、主な介護者の年齢は、「60代」が37.5%で最も多くなっています。また、調査対象者と介護者の年齢の関係をみると、50・60代が80・90代を介護しているケースと、70代・80代が同年代を介護しているケースが多くみられます。

■在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（複数選択可）

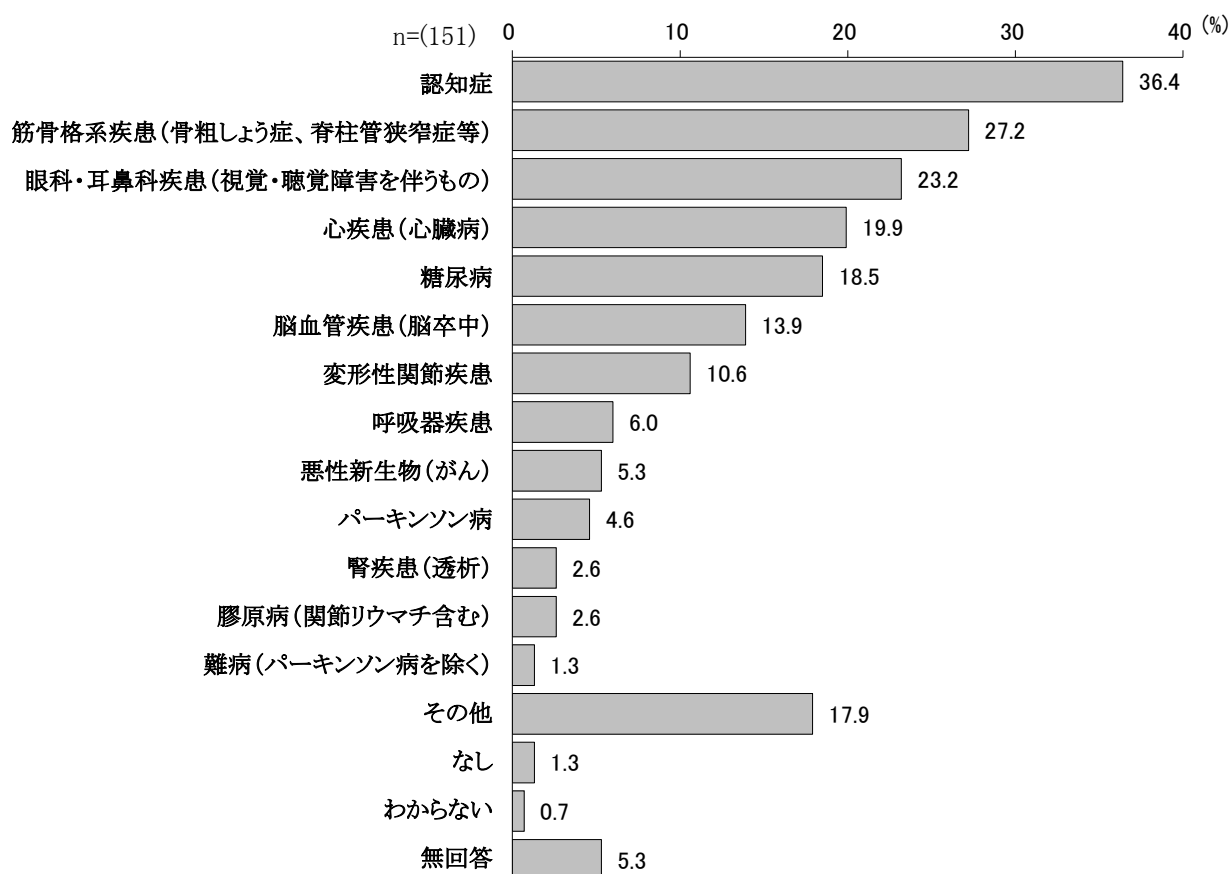
※ 介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。



今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、具体的な選択肢の中では、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(25.8%)が最も多く、以下、「外出同行(通院、買い物など)」(23.2%)、「見守り、声かけ」(20.5%)、「掃除・洗濯」(17.9%)となっています。一方、「特になし」は33.8%でした。

■現在抱えている疾病

ご本人（調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください
（複数選択可）。

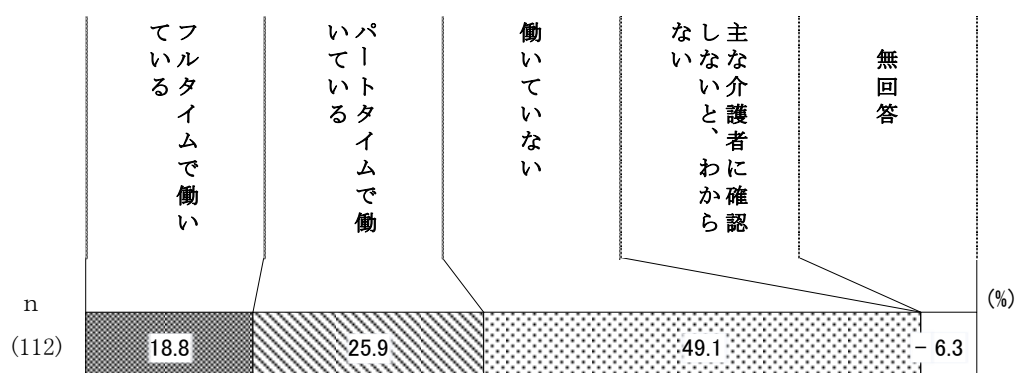


現在抱えている傷病は、「認知症」が36.4%で最も多く、以下、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」（27.2%）、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」（23.2%）、「心疾患（心臓病）」（19.9%）となっています。

②介護と仕事の両立について

■介護者の勤務形態

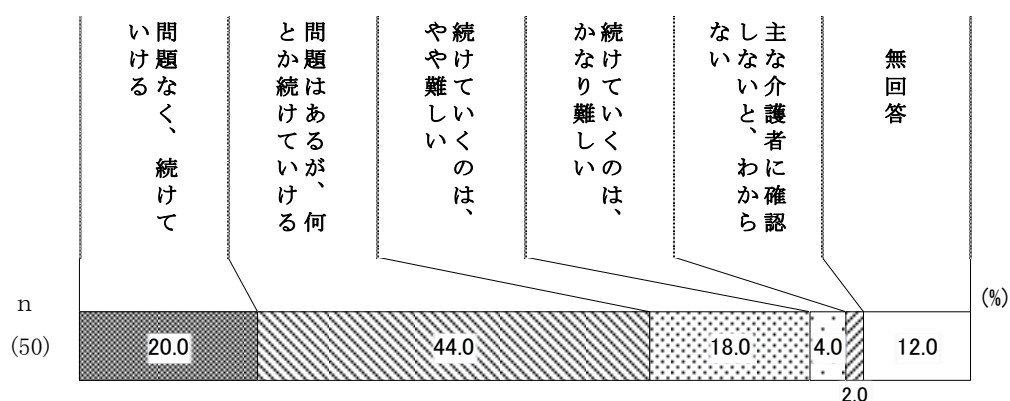
主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。



主な介護者の現在の勤務形態は、「働いていない」が49.1%で最も多く、以下、「パートタイムで働いている」(25.9%)、「フルタイムで働いている」(18.8%)となっています。

■介護者の勤務形態

上記で「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にお伺いします
主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

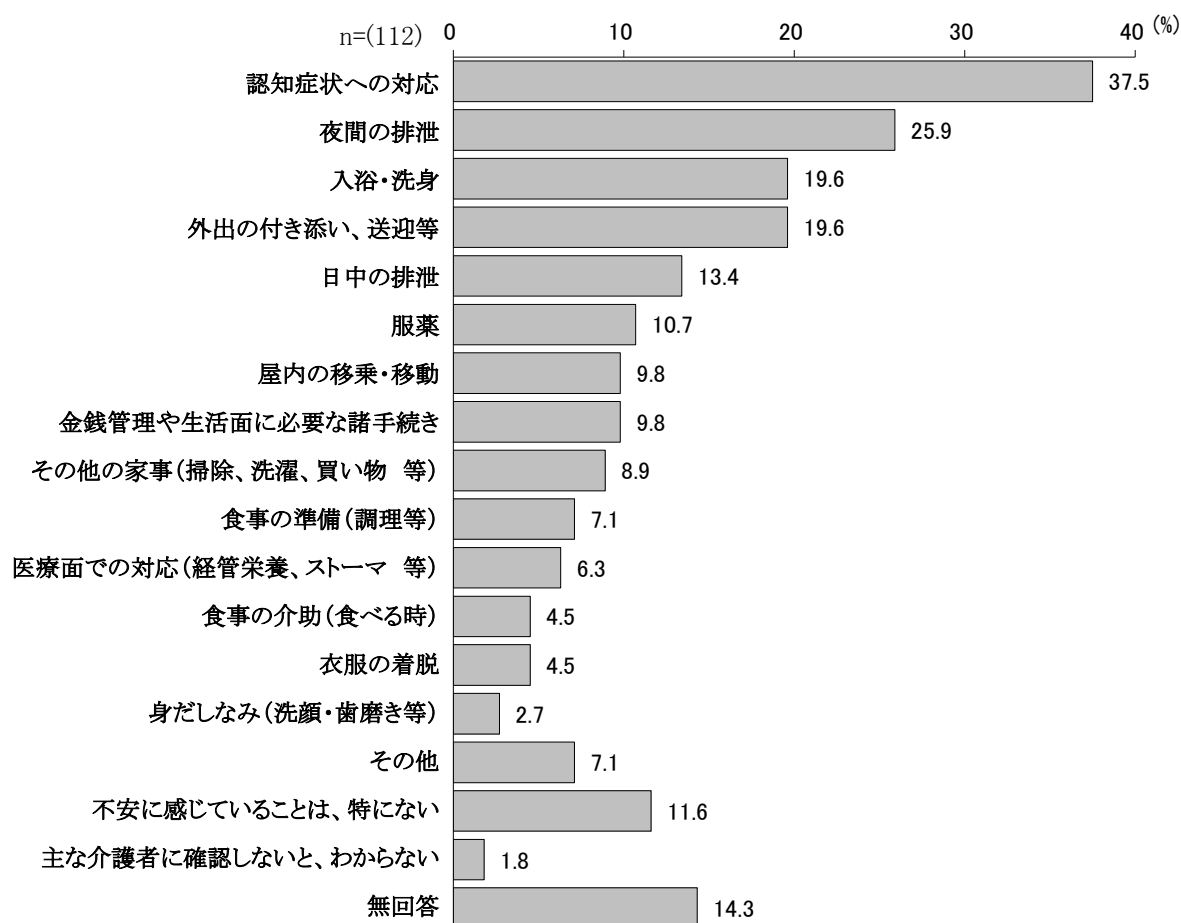


「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にたずねたところ、今後も仕事と介護の両立を続けられるかは、「問題はあるが、何とか続けていける」が44.0%で最も多く、以下、「問題なく、続けていける」(20.0%)、「続けていくのは、やや難しい」(18.0%)、「続けていくのは、かなり難しい」(4.0%)となっています。

③不安に感じる介護について

■不安に感じる介護について

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください。(複数選択可)



現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が37.5%で最も多く、以下、「夜間の排泄」(25.9%)、「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」(ともに19.6%)となっています。

第 3 章 介護保険をめぐる現状

1 給付実績等の概要

第 7 期計画の給付実績の概要は、以下のとおりです。

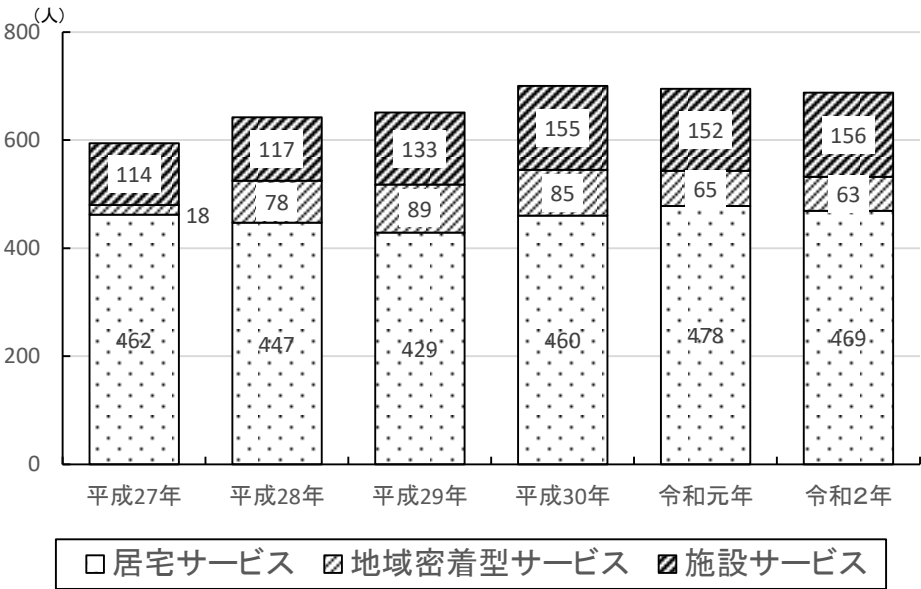
平成 30 年と令和元年の対計画比をみると、第 1 号被保険者数は実績が計画を下回り、要介護認定者数も実績が計画を下回りました。施設サービスは 2 か年とも計画を実績が上回る結果となりました。

■平成 30・令和元年度における計画値と実績値の比較 (人、%、百万円)

	平成 30 年		令和元年		対計画比	
	計画値	実績値	計画値	実績値	平成 30 年	令和元年
第 1 号被保険者数	5,732	5,642	5,838	5,768	98.4%	98.8%
要介護認定者数	825	804	862	822	97.5%	95.4%
要介護認定率	14.4	14.0	14.8	14.0	97.2%	94.6%
総給付費	1,199	1,147	1,331	1,192	95.7%	89.6%
施設サービス	410	456	435	460	111.2%	105.7%
居住系サービス	195	154	227	165	79.0%	72.7%
在宅サービス	594	537	669	566	90.4%	84.6%

※資料:国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

■介護サービス受給者数の推移



※資料:介護保険事業状況報告(9月末現在)(令和2年のみ8月末現在)

介護サービス受給者の推移をみると、令和 2 年 8 月末現在、施設サービスの利用者が 156 人で最も多くなっています。

2 サービス基盤の現状

町内の介護保険サービスの種類別事業所の設置状況は、下表のとおりです。

■サービスの種類別事業所数

サービスの種類		施設数	定員(人)
居宅サービス			
	通所介護	3	75
	通所リハビリテーション	0	0
	短期入所生活介護	2	16
	短期入所療養介護	0	0
施設サービス			
	介護老人福祉施設	2	168
	介護老人保健施設	0	0
	介護療養型医療施設	0	0
地域密着型サービス			
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1	18
	地域密着型通所介護	4	45

(令和2年10月1日現在)

■埼玉県所管分 有料老人ホームの設置状況(嵐山町)

施設名	施設類型	居住の権利形態	入居時の要件	定員
地域生活サポートホーム たんぽぽ	住宅型	利用権	要介護	5
住宅型有料老人ホーム プチモンド	住宅型	建物賃貸借	要介護	5
住宅型有料老人ホーム プチモンド都	住宅型	建物賃貸借	要介護	8
ふるさとホーム嵐山	介護付	利用権	自立・要支援・ 要介護	40

(令和2年12月1日現在)

■サービス付高齢者向け住宅の設置状況(嵐山町)

施設名	施設類型	居住の権利形態	入居時の要件	定員
家族の家ひまわり嵐山	介護付	賃貸借	—	60

(令和2年12月1日現在)

3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険関連施設等の整備状況などを考慮して決定します。それぞれの日常生活圏域には、総合相談の実施、介護予防の促進、包括的・継続的マネジメントの支援を担う中核機関である地域包括支援センターを設置し、圏域内で提供する地域密着型サービスの見込量を設定します。

第8期計画では、第7期計画に引き続き町全体を1つの日常生活圏域と考え、基盤整備を推進していきます。なお、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、圏域設定の適切性について、継続的な状況把握を行います。

■日常生活圏域の設定根拠

- 国の日常生活圏域の設定基準では人口2～3万人程度に1圏域を想定しており、本町の人口等を考慮しても、町全体を1つの「日常生活圏域」と考え、基盤整備を行っていくことが効果的である。
- 仮に複数の圏域を設定した場合、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスなどの基盤整備を行う必要があり、基盤整備にかかる費用が財政を圧迫することになる。

第4章 計画期間における将来推計

1 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 高齢者人口の推計

嵐山町の総人口は減少傾向が続き、令和5年の総人口は17,538人、令和22年には14,489人まで減少すると推計されます。

この間、65歳以上の高齢者人口は増加を続けますが、令和7年から減少に転じ、令和22年には5,697人になると推計されます。このうち、65～74歳の前期高齢者数は減少傾向にありますが、その後増加に転じ、令和22年には2,534人を見込みます。他方、75歳以上の後期高齢者は、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には3,534人、令和22年には3,163人になると推計されます。

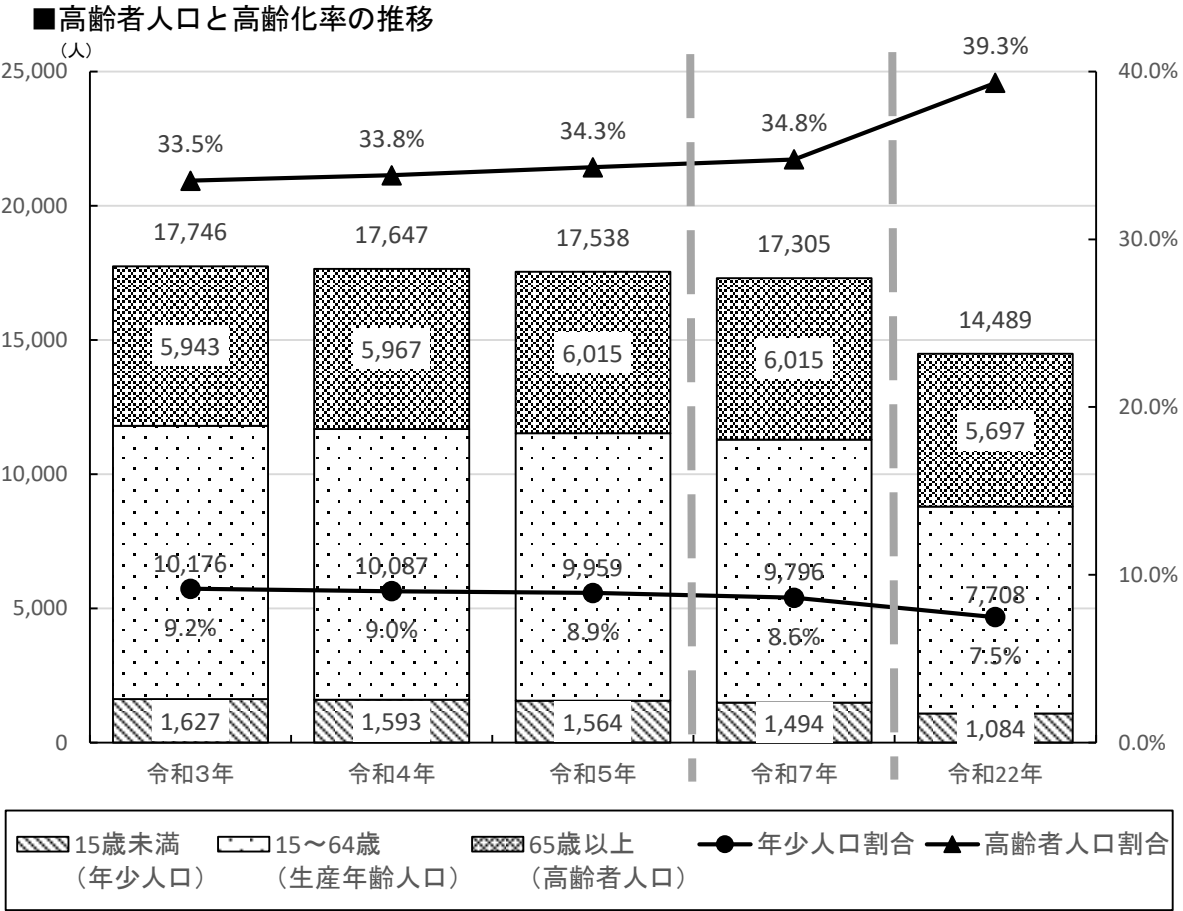
総人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、嵐山町の高齢化率は令和3年の33.5%から令和7年には34.8%、令和22年には39.3%になると推計されます。

■高齢者人口の推計値

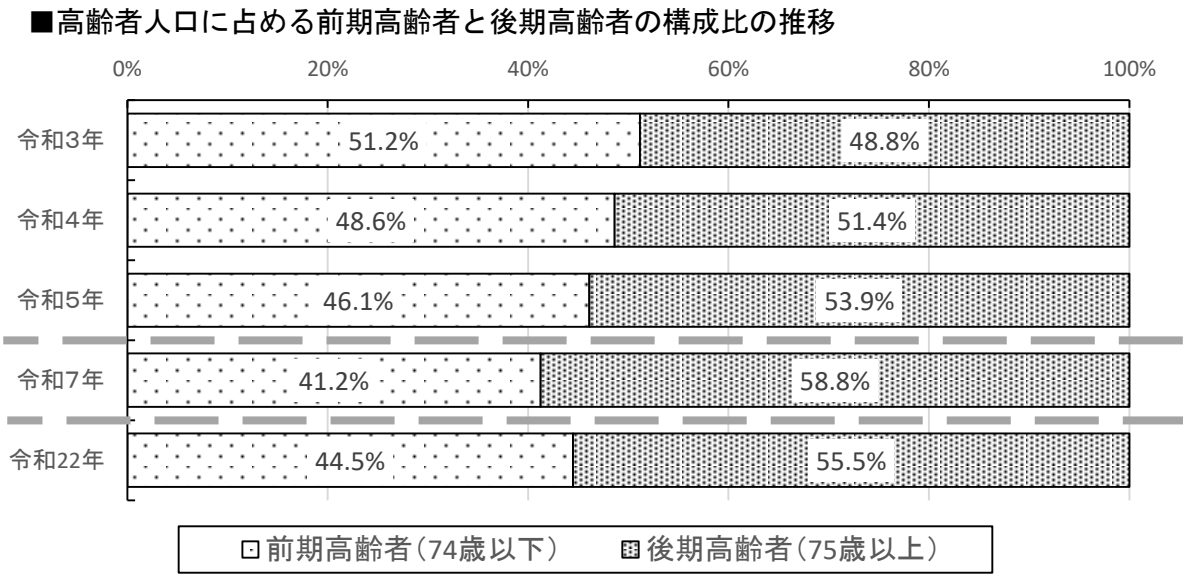
	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口（人）	17,746	17,647	17,538	17,305	14,489
65歳以上（人）	5,943	5,967	6,015	6,015	5,697
高齢化率（%）	33.5	33.8	34.3	34.8	39.3
前期高齢者（人）	3,040	2,902	2,773	2,481	2,534
人口構成比（%）	17.1	16.4	15.8	14.3	17.5
65～69歳	1,321	1,259	1,241	1,152	1,393
70～74歳	1,719	1,643	1,532	1,329	1,141
後期高齢者（人）	2,903	3,065	3,242	3,534	3,163
人口構成比（%）	16.4	17.4	18.5	20.4	21.8
75～79歳	1,233	1,272	1,360	1,544	935
80～84歳	899	975	1,033	1,084	863
85～89歳	481	523	538	581	726
90歳以上	290	295	311	325	639
40～64歳人口（人）	5,953	5,929	5,871	5,807	4,603
人口構成比（%）	33.5	33.6	33.5	33.6	31.8

※資料：平成27年から令和元年の住民基本台帳人口（各年10月1日）を基にしたコーホート変化率法による人口推計

（注）コーホート変化率法：「コーホート」とは年齢階級のこと。各コーホートについて過去における実績人口の動向から変化率を求めそれに基づき将来人口を推計する方法。



※資料:平成 27 年から令和元年の住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日）を基にしたコーホート変化率法による人口推計

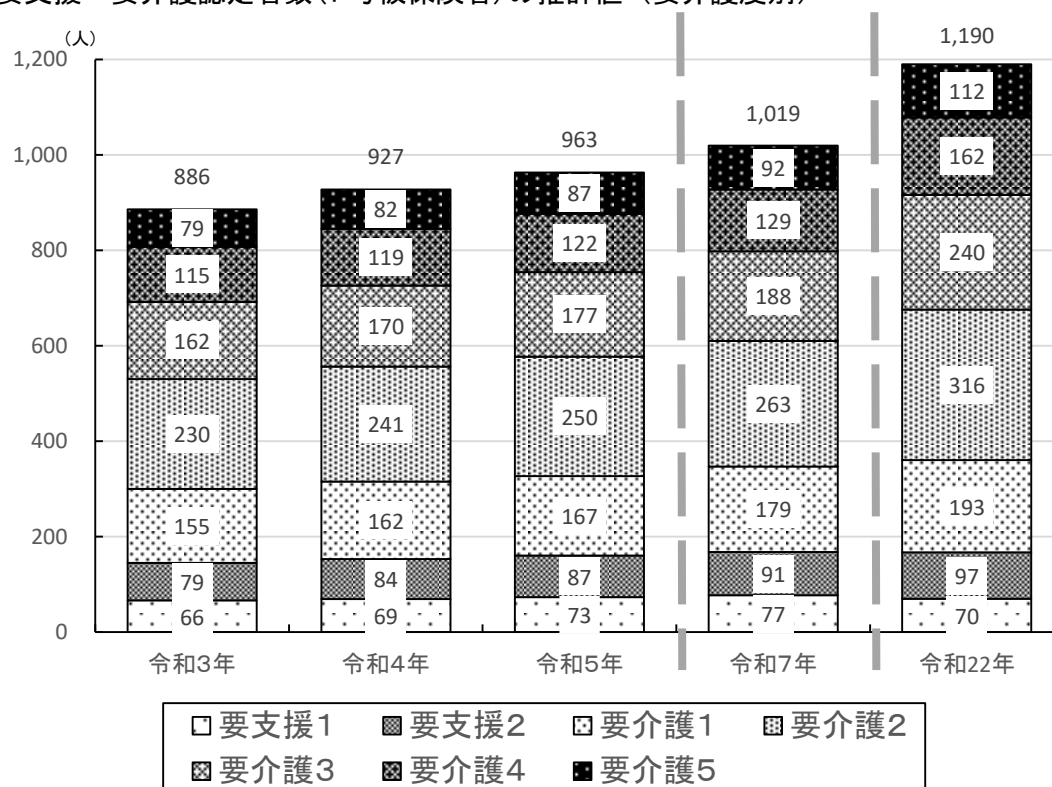


※資料:平成 27 年から令和元年の住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日）を基にしたコーホート変化率法による人口推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は増加傾向が予想され、令和5年に963人、令和7年には1,019人、令和22年には1,190人を見込みます。なお、第2号被保険者の認定者数は、令和5年に14人、令和7年には14人、令和22年には13人を見込みます。

■要支援・要介護認定者数(1号被保険者)の推計値(要介護度別)



	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要介護5	79	82	87	92	112
要介護4	115	119	122	129	162
要介護3	162	170	177	188	240
要介護2	230	241	250	263	316
要介護1	155	162	167	179	193
要介護 計	741	774	803	851	1,023
要支援2	79	84	87	91	97
要支援1	66	69	73	77	70
要支援 計	145	153	160	168	167
合計	886	927	963	1,019	1,190

2号保険者	14	14	14	14	13
-------	----	----	----	----	----

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより作成

第5章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点と基本方針

(1) 基本的視点

第6次嵐山町総合振興計画で掲げるまちづくりの将来像である、「未来へつなぐ ひと しぜん くらしともに学び育むまち らんざん」を実現するためには、人の自立と尊厳を維持しつつ、支援が必要な人を地域全体で支え合うことが重要です。

嵐山町では、高齢者が介護や援助を必要となった場合にも、できる限り家庭や住み慣れた地域のなかで、その人の自己努力を基本とした自立した生活を営むことができるよう、地域、事業者、行政が一体となって支援していくまちづくりに向け、『利用者本位、高齢者の自主性、自立支援、協働社会の構築』を基本的視点として、安心して高齢期を過ごすことのできるまちづくりに積極的に取り組んできました。

第8期計画においても、第7期計画の基本的視点を継承し、計画の推進に当たります。

基本的視点に含まれる4つの要素

利用者本位	一人ひとりの権利を尊重し、安心して生活していける社会を目指します。
高齢者の自主性	高齢者自身が地域社会のなかで、主体的・積極的に役割を担っていける社会を目指します。
自立支援	一人ひとりが自身の持っている能力を活かしながら、自立した生活を続けられる社会を目指します。
協働社会の構築	パートナーシップの関係の下、行政、町民、NPO、関係する事業所などがそれぞれの個性や特性に応じた役割を十分に果たし、お互いに協力・連携し、よりよい社会づくりを目指します。

(2) 基本方針

第8期計画の基本理念を実現するために、第7期で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取り組みを進めていきます。

また、全ての町民・関係者が地域の問題・課題を認識し、支え手・受け手の関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり受け止める場を地域につくる「地域共生社会」を実現するために、「健康で互いに支え合う活き活きとしたまちづくり」を基本方針とし、計画を推進していきます。

2 基本目標

(1) 基本目標

「健康で互いに支え合う活き活きとしたまちづくり」を実現するための第8期計画の基本目標を、地域包括ケアシステムの深化と介護保険事業の推進とし、以下の5つの重点施策を推進します。

【基本目標1】 地域包括ケアシステムの深化	
【施策1-1】 介護予防・健康づくり施策の充実・推進	地域包括ケアをより一層充実させるために、多様な生活支援の提供を多様な担い手との協働、支え合いにより推進していきます。そのために、新しい地域支援事業の構築を図っていきます。
【施策1-2】 地域包括支援体制の充実	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援、住まいなど、地域の多様なサービスが連携し、切れ目のない支援を実現できる体制の強化・充実に努めます。
【施策1-3】 高齢者の生きがいがづくり・生活支援の充実	高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援するとともに、高齢者自身の介護予防にも役立てられるよう、知恵や経験、技能を生かし、支援することで、高齢者自身が健康で豊かさを実感できる取り組みを進めていきます。

【基本目標2】 介護保険事業の推進	
【施策2-1】 サービス提供体制の確保と質の向上	要介護状態になっても、住み慣れた家や地域で、安心して豊かな生活を送ることができるよう、地域に密着したサービスの確保に努めます。また、介護保険が利用しやすい制度となるよう、介護保険サービスの質の向上を図ります。
【施策2-2】 事業の円滑な運営の維持	介護保険サービスの利用者やその家族への事業者の情報提供を充実させ、円滑なサービス提供に努めていきます。また、認知症高齢者等を含む利用者が適切なサービスを選択・利用するための支援策を整備し、事業が円滑に提供される体制づくりを進めます。

3 施策の体系

第8期計画の施策は、基本方針に基づき以下の体系で展開します。

【第8期計画の施策体系】



第2部 各論

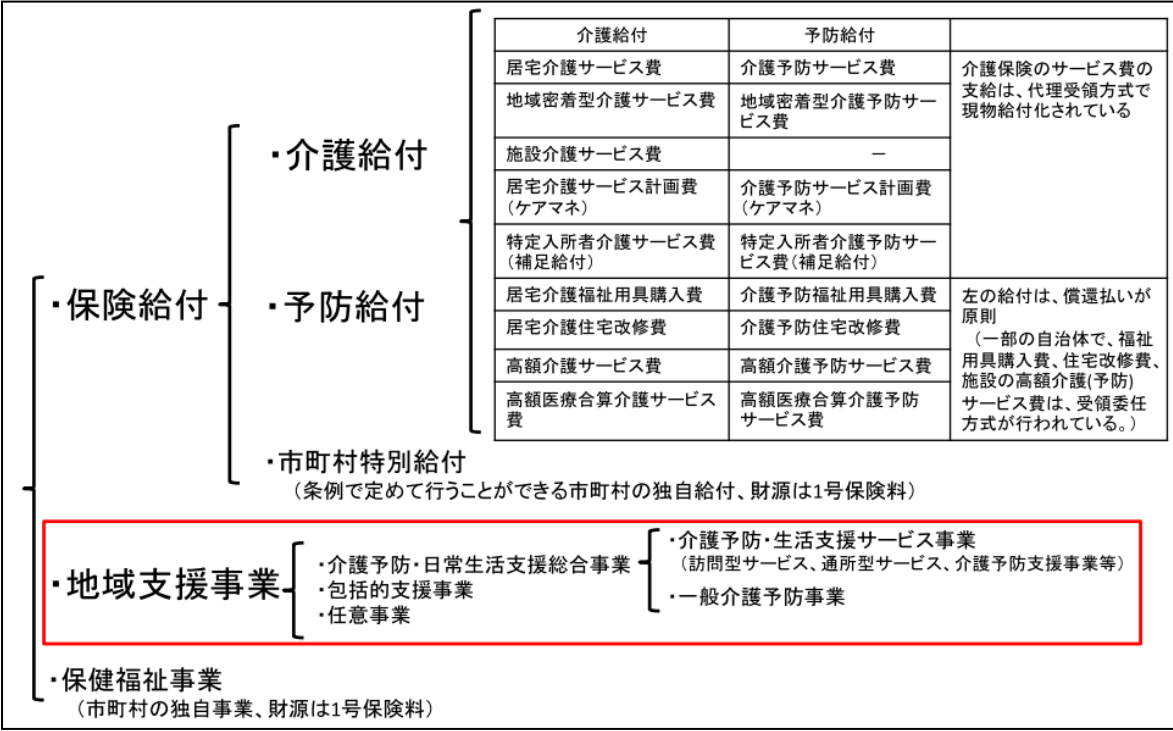
第2部 各論

第1章 地域包括ケアシステムの深化

施策1-1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

地域支援事業は、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものになります。

【地域支援事業の位置づけ】



※資料：厚生労働省資料より

1 総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを展開します。

事業の対象者は、要支援者及び心身の状況を判定する基本チェックリストにより、事業対象者であると判定された者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）とされています。

事業の実施にあたっては、訪問・通所事業者に加え、NPO、民間企業、ボランティア等、多様なサービスの充実等の受け皿の整備や、地域の特性を生かした取り組み等を創設するための準備期間を経て、平成28年度から開始しておりますが、更なる充実を進めていきます。

1) 第1号訪問事業

① 基準型訪問介護（訪問介護相当サービス）

事業概要	要支援者等（要支援者、総合事業対象者）に対し、ホームヘルパーによる専門的な身体介護及び掃除や買い物などの生活行為の一部を、基準型訪問介護（訪問介護相当サービス）として提供します。
現状と課題	必要と認められた場合にのみ利用できます。
今後の方向性	必要な人に適正なサービスを提供できるような体制を整えていきます。

※実績及び推計値は84頁で詳述しています。

② 訪問型サービスA（緩和型サービス）

事業概要	要支援者等（要支援者、総合事業対象者）に対し、生活支援サポーターが掃除や買い物などの生活行為の一部を、訪問型サービスA（緩和型サービス）として提供します。
現状と課題	適正単価を適宜見直し、事業所運営が維持できるように改正していく必要があります。
今後の方向性	生活支援体制整備事業によりサービス基盤を確保し、介護予防に資するサービスを提供していきます。

※実績及び推計値は84頁で詳述しています。

③ 訪問型サービスB（嵐山おたすけサービス事業）

事業概要	元気な高齢者等のボランティアが援助の必要な高齢者等を支えるとともに、ボランティア自身の介護予防と地域の商業振興等につながる「地域支え合いの仕組み」づくりを支援します。
現状と課題	支援を提供するボランティアを増やしていくことが課題です。
今後の方向性	「地域支え合いの仕組み」づくりを支援していきます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
延利用件数（件）	84	252	260	280	290	300
延利用時間（時間）	350	363.5	380	400	410	420

2）第1号通所事業

① 基準型通所介護（通所介護相当サービス）

事業概要	要支援者等（要支援者、総合事業対象者）に対し、運動やレクリエーション、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援を通所介護事業所において、基準型通所介護（通所介護相当サービス）として提供しています。
現状と課題	必要と認められた場合にのみ利用できます。
今後の方向性	必要な人に適正なサービスを提供できるような体制を整えていきます。

※実績及び計画値は84頁で詳述しています。

② 通所型サービスA（緩和型サービス）

事業概要	要支援者等（要支援者、総合事業対象者）に対し、運動やレクリエーション、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援を通所介護事業所において、通所型サービスA（緩和型サービス）として提供します。
現状と課題	適正単価を適宜見直し、事業所運営が維持できるように改正していく必要があります。
今後の方向性	生活支援体制整備事業によりサービス基盤を確保し、介護予防に資するサービスを提供していきます。

※実績及び計画値は84頁で詳述しています。

③ 通所型サービスC（元気はつらつ体操教室）

事業概要	要支援者や事業対象者に対し、運動機能向上だけでなく、栄養改善・口腔機能向上を目指した、専門職による短期集中・自立支援型プログラムを行います。
現状と課題	運動習慣がない方にも短期間で取り組める内容ですが、運動機能向上が必要と思われる方への動機づけが課題となっています。
今後の方向性	参加者の身体状態を把握し、教室という形で楽しく運動習慣が身に着くようサービスを提供します。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
教室数(箇所)	2	2	1	2	2	2
実参加者数(人)	30	35	9	20	30	40
延参加者数(人)	291	335	90	190	290	380

3) 第1号生活支援事業

第1号生活支援事業（配食サービス）

事業概要	要支援者、事業対象者に栄養改善を目的とした配食サービスを提供し、定期的に見守りを行うことにより、安否確認をします。
現状と課題	昼食と夕食で委託配食業者を分けています。急な中止や変更、新規申し込みにも臨機応変に対応しています。
今後の方向性	栄養改善と見守りを提供し、安心して在宅生活が送れるようにしていきます。

4) 第1号介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメント事業

事業概要	総合事業対象者のうち、介護予防給付を併用しない利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。
現状と課題	対象者にアセスメントを実施しています。「心身機能の改善」「活動」「参加」をバランスよく調整し、利用者の自立支援に資することが重要です。
今後の方向性	地域包括支援センターにおいて、介護予防や自立支援を進められるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護予防ケアマネジメント実施数(人)	64	58	58	58	58	58

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するものです。また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組み、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します

1) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域活動への参加の促進や心身機能・活動性の維持・向上を目的に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーション専門職が関わることで、介護予防への取り組みの機能強化を支援しています。

自発的な介護予防への取り組み、介護予防教室等への新規参加者の増加を促進するため、平成 29 年度より「ぷらっと嵐トレ」を開始して事業の拡大を図りました。介護予防の重要性を広く町民へ周知し、一人ひとりが継続して予防活動に取り組むことができるよう努めます。

参加者自身に現在の状態を知ってもらうことで、介護予防の必要性に気づき、自ら介護予防に取り組み、かつ地域住民へも住民同士で普及活動を行えるような機会づくりに取り組みます。

① プらっと嵐トレ

事業概要	理学療法士等のリハビリテーション専門職と連携し、生活機能の低下予防、健康寿命の延伸、身体機能の維持・向上、健康の保持増進、仲間・生きがいづくり等を目的とした住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行います。
現状と課題	平成 29 年度より事業を開始し、毎年、新たな通いの場が立ち上がっていますが、通いの場の継続と閉じこもり傾向の人の参加を促すことが課題です。
今後の方向性	介護予防の効果を高めるために、全行政区での実施を目標に、周知を図っていきます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自主活動グループ (延実施箇所)	6	9	9	9	10	11
応援サポーター養成 講座延参加者(人)	57	81	89	100	110	120

② リハビリ相談

事業概要	運動機能面や認知機能面での問題や不安を抱えた方等を対象に、理学療法士や作業療法士による個別相談を行います。また、自主活動を行うグループへの体操の指導や新たな体操の紹介を行うことで、介護予防の普及・強化につなげていきます。
現状と課題	新規の申込者が増えていますが、日常生活の中で介護予防体操への取り組みを継続することができるよう、介護予防教室や自主活動へつなげていくことが課題です。
今後の方向性	リハビリ相談の実施回数を検討し、新規参加者や団体への周知に重点化を図り、自宅や地域での介護予防の取り組みの普及を目指します。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
参加者 (人)	48	38	15	20	20	20

③ららんフィット

事業概要	リハビリテーション専門職が講師を行う介護予防体操教室です。個別の身体機能の評価や集団体操の指導を行い、健康の維持・増進の意識を高め、継続的に介護予防に取り組むことことができるよう支援します。
現状と課題	専門職のみならず介護予防ボランティアによる体操の指導も取り入れているため、介護予防への町民の意識の向上、普及を行うことができます。新規参加者が少なく、周知されていないことが課題です。
今後の方向性	介護保険サービスや通所型サービス C 修了者等の受け皿として教室を活用し、他の一般介護予防事業や自主活動グループへの継続を図ります。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催箇所(回)	4	2	1	2	2	2

④ 生き生きふれあいプラザやすらぎの活用

事業概要	健康保持・増進と介護予防等を総合的に推進し、健康寿命を増進することを目的とした施設です。
現状と課題	40歳以上の方の利用が可能です。トレーニング機器を使用した健康増進事業（トレーニングルームは18歳以上の方が利用可能）を展開し、利用者は順調に増加しています。今後も、利用者が「また行きたい」と思えるよう、施設の魅力を高める必要があります。
今後の方向性	引き続き、健康増進の拠点施設として利用者の増加を図ります。

	実績値			目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数（人）	9,083	13,829	12,871	11,700	11,900	12,100

2）地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修及び地域活動団体等を育成・支援します。また、各団体等の活動を通じて介護予防に関する情報提供を行う等、介護予防への理解促進を図ります。

① 各種サロン（介護予防活動支援事業）

事業概要	介護予防活動を行う拠点作りのため、地域の団体等を育成・支援し地域における介護予防活動事業を実施します。
現状と課題	地域の事業所・団体に働きかけるとともに、広報紙等での周知をより一層取り組む必要があります。
今後の方向性	高齢者自身の閉じこもり防止や健康増進の意識を高め、多様なサービスの提供につながるよう支援していきます。

	実績値			目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催箇所(回)	1	1	1	1	1	1

② うきうきサロン（地域住民グループ支援事業）

事業概要	在宅の高齢者や障害者等で、外出や近隣との交流に欠ける方を対象に、閉じこもりを防止し、支援者を巻き込んで地域の連帯の輪を育むことを目的に、地域の集会所単位で実施しています。事業の実施については、社会福祉協議会へ委託をしています。
現状と課題	参加者が高齢化し、回数や人数が減少傾向にあります。地域の自主グループと協働して、ニーズに合わせた通いの場が必要です。
今後の方向性	高齢者自身の閉じこもり防止や健康増進の意識を高め、事業参加につながるよう支援していきます。

③ 自主グループ活動支援

事業概要	町の事業において養成したボールボランティア、脳の健康教室学習サポーター、ぷらっと嵐トレ応援サポーターを中心に介護予防に取り組む自主活動グループを支援します。また、希望によりリハビリテーション専門職の派遣や歯科衛生士、栄養士の派遣も行います。
現状と課題	実施場所が偏在しており、参加者が限定的となっています。地域住民の通いやすい施設等を利用して参加者を増やしていくことが課題です。
今後の方向性	参加者やボランティア・サポーターが活動に関して相談しやすい体制をとり、参加者自身が自主的に行う教室という意識を持ち、参加者同士で協力した教室運営ができるよう支援していきます。

■ボールボランティア・脳の健康教室サポーター等派遣

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
グループ数（個）	8	7	6	6	7	8
派遣回数（回）	92	73	20	25	30	35
延派遣人数（人）	106	78	30	35	40	45

3) 介護予防普及啓発事業

介護予防や認知症予防等が必要な対象者に介護予防活動の正しい知識を普及・啓発するため、各種介護予防教室等の開催やパンフレット等による情報提供を行い、日常生活において自ら介護予防に取り組めるよう支援しています。

転倒に対する不安や認知症予防方法を知りたいという意向が多くある一方で男性の参加者は少なく、過去に同様の教室に参加したリピーター率が高いのが現状であるため、閉じこもりがちな高齢者への声かけや周知方法の工夫が必要です。

介護予防は健康な状態から早期に取り組んでいくことが重要であるため、介護予防の必要性を理解してもらえる工夫、専門職を活かした事業の展開、ボランティアなどの協力を得ながら交通手段等も考慮し、より多くの高齢者が継続的に参加できるように努めていきます。

① 脳の健康教室

事業概要	簡単な読み書き・計算の教材を、定期的な教室への参加と自宅にて毎日取り組むことで、脳の活性化を図り、認知機能低下を防ぎます。また、教室に参加することで社会参加や仲間づくりを行い、教室修了後も自主的な活動を継続しながら活動的で生きがいのある生活を送ることができるようにします。
現状と課題	平成25年度の教室開始以来、2つの自主活動グループが立ち上がっています。高齢化が進むなかで、認知症予防や生きがいづくりは重要な取り組みのひとつであり、今後も教室修了後の自主グループの育成に取り組んでいくことが課題です。
今後の方向性	教室での学習やコミュニケーションを通じて、教室参加者の介護予防（認知症予防）を図るとともに、自主活動の拡大を推進し、認知症予防の重要性を広く町民に周知し、一人ひとりが予防活動に取り組めるように努めます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
教室数(箇所)	1	1	1	1	1	1
実参加者数(人)	20	20	12	12	20	20
延参加者数(人)	431	407	270	280	400	410

② ふれあいの会

事業概要	健康増進センターを利用して、集団での運動機能向上プログラム・口腔機能向上プログラム・レクリエーション等を実施し、閉じこもりや要支援・要介護状態になることを予防します。
現状と課題	月1回の開催で外出が苦手な対象者にも負担なく参加できるようになっています。活動を増やしたいという方へのつなぎとして、地域の通いの場が重要です。
今後の方向性	心身機能の低下を早期から予防するために、外出や交流が苦手な人でも楽しみながら介護予防や健康増進に取り組める機会を提供し、活動範囲の拡大に努めます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
教室数(箇所)	11	10	8	11	11	11
実参加者数 (人)	28	34	37	38	39	40
延参加者数 (人)	188	231	198	310	320	330

③ やすらぎトレーニング

事業概要	活き活きふれあいプラザやすらぎを利用し、自主的に健康増進・介護予防のための個々の身体機能に応じた運動機能向上プログラムに取り組めるよう支援を実施し、要介護状態になることを予防します
現状と課題	町民の認知度も上がり、自主的な介護予防の場として活用されています。より多くの高齢者に利用していただくため、更なる周知を図っていきます。
今後の方向性	健康増進・介護予防の必要性に鑑み、自主的に活き活きふれあいプラザやすらぎを利用した活動が継続できるよう支援を行っていきます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
回数(回/週)	2	2	2	2	2	2
実参加者数 (人)	184	163	165	170	180	190
延参加者数 (人)	2,983	3,045	2,000	2,500	2,600	2,700

4) 介護予防把握事業

心身の状況を判定する基本チェックリストや、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

事業概要	関係機関と連携し、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。
現状と課題	医療機関や民生委員等の地域住民からの情報をもとに、支援を要する方の把握を行います。情報連携しやすい環境が重要です。
今後の方向性	訪問等による実態把握だけでなく、包括支援センターに寄せられた相談、民生委員等からの情報提供により対象者を把握し介護予防活動につなげます。

5) 介護予防事業評価事業

事業概要	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行います。
現状と課題	地域づくりの観点から、総合事業全体を評価し、結果に基づき、事業全体の改善を行うことが重要です。
今後の方向性	評価結果について関係者で共有することにより、効果的な介護予防事業の充実に努めます。

2 包括的支援事業・任意事業の充実

(1) 包括的支援事業

■地域包括支援センターの運営

本計画の基本理念に基づいて各種の事業を展開するためには、介護予防事業や予防給付が効率的かつ公正・中立に行われる必要があります。

- ▷設置者：地域包括支援センターは保険者である町が設置しています。
- ▷運営及び体制：保健・医療・福祉・介護サービス及び介護予防サービスに関する職能団体の関係者、介護予防サービス利用者、介護保険被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における相談事業を担う関係者、町民代表者らによって構成される「地域包括支援センター運営協議会」で運營業務・内容について検討し、「公益性」「地域性」「協働性」の視点を大切にして運営します。
- ▷地域包括支援センターが行う主な業務
 - ① 総合相談支援業務【総合的な相談対応、地域におけるネットワーク構築等】
 - ② 権利擁護業務【高齢者虐待の防止、虐待の対応、成年後見制度の活用促進等】
 - ③ 介護予防ケアマネジメント事業【介護予防ケアプランの作成、経過支援、評価等】
 - ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
【介護支援専門員（ケアマネジャー）への指導・助言】

■地域包括支援センターが行う主な業務

1) 総合相談窓口の充実

① 総合相談支援事業

事業概要	地域包括支援センターは、高齢者及びその家族等からの相談を受け、行政機関・医療機関・介護保険事業所等と連携し、多種多様な問題の解決にあたります。
現状と課題	町直営の地域包括支援センターのメリットを活かし、介護保険の相談から高齢者虐待、権利擁護等の各種相談にきめ細かく対応しています。 自分から相談をする力が無い方を、関係機関等からの情報や支え合いマップ等を活用して発掘していく必要があります。
今後の方向性	高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応の増加が見込まれることから、必要な人員を確保すると共に関係機関との連携を強化して、相談支援体制を充実していきます。

	実績値			推計値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談延件数(件)	677	1,385	1,500	1,500	1,500	1,500

2) 権利擁護事業

① 高齢者虐待相談支援

事業概要	高齢者虐待の防止や早期発見のための相談窓口を設置し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行います。
現状と課題	「支え愛運動」・「高齢者等見守り・虐待防止ネットワーク運営委員会」により、高齢者虐待防止について啓発し、予防、早期発見に努めています。 相談・通報を受けた場合は、虐待者、被虐待者または関係者から状況を聞き取り、必要に応じ警察等と連携して立ち入り調査等を行い、虐待を止めさせるための対応をします。 問題解決に向け、虐待のおそれのある高齢者の支援とともに、虐待を行う側への支援も重要となっています。
今後の方向性	地域におけるネットワークを強化するとともに、相談・通報に際し適切に対応できるよう体制を整備していきます。

	実績値			推計値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	84	100	90	77	81	85

② 高齢者等見守り・虐待防止ネットワーク

事業概要	高齢者や障害者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見並びに高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図り、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境を確保することを目的としています。
-------------	--

③ 成年後見制度利用支援事業

事業概要	判断能力が不十分で身寄りがいないか、親族からの援助が困難な方の保護を目的として、本人に代わって家庭裁判所へ後見開始などの審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人などによる本人の財産管理や身上監護（介護保険契約・施設入所契約など）が行われるようにするものです。また、審判請求に要する費用の助成も行います。
現状と課題	認知症の高齢者が増加しているなかで、判断能力が衰えた高齢者の財産・権利を守るため、成年後見制度はますます重要な役割を果たすことから、事業を広く周知させる必要があります。 また、親族等による成年後見の困難な方の増加が見込まれることから、専門職の他法人後見や市民後見人の役割が必要になってくると考えられます。
今後の方向性	高齢化の進行により、サービスの必要度は高くなると考えられるため、広報等を利用して本事業について説明を行い、事業の周知を図ります。

3) 地域ケア会議推進事業

事業概要	介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者により構成される地域ケア会議を開催します。地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。
現状と課題	個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着手に結び付けていくことが重要です。
今後の方向性	介護支援専門員の資質を向上することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう取り組んでいきます。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員と地域の関係機関、在宅と施設の連携等ができるよう、介護保険事業者連絡会を開催します。
現状と課題	法改正の内容を把握し、現状に合わせたサービス提供ができるよう適切な情報提供を行い、関係機関と連携をとることが重要です。
今後の方向性	地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント・介護予防支援とサービス提供事業所との相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう連携体制整備に努めます。

(2) 任意事業

1) 家族介護支援事業

高齢者を在宅で介護をしている家族又は近隣の援助者等の様々なニーズに対し、各種サービスを提供することで家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

また埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月31日に公布・施行しました。この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。本町でもこの条例の普及啓発に努めます。

① 家族介護慰労金支給事業

事業概要	介護する家族の慰労を目的として、介護保険サービスを使わずに要介護4又は要介護5の在宅高齢者を1年以上介護した非課税世帯の家族に対し、家族介護慰労金を支給します。
現状と課題	在宅で寝たきりや認知症の高齢者等を介護し、要件に該当する家族に家族介護慰労金を支給しています。
今後の方向性	在宅で介護する家族に対し慰労金を支給します。

② 徘徊高齢者位置情報探索サービス事業

事業概要	認知症等により徘徊行動がみられる高齢者に、位置情報を探索できる端末を常に所持させ、早期発見につなげます。端末の利用料の一部を助成します。
現状と課題	端末の所持が条件です。
今後の方向性	徘徊高齢者対策として、見守りシール交付事業と合わせ必要とされる方に貸与していきます。事業の対象については、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第2号被保険者を含め、対象の範囲を検討していきます。

③ 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

事業概要	認知症等により徘徊行動がみられる高齢者等の衣類や持ち物に、QRコードのついたシールを貼り、見つけた方がQRコードを読み取ると保護者へメールが送信されます。また、伝言板サイトを介し、個人情報情報を漏らさずに発見者と保護者がやりとりでき、早期発見、保護につながります。
現状と課題	見つけた方がQRコードを読み取られることが条件です。
今後の方向性	徘徊高齢者対策として、位置情報探索サービス事業と合わせ必要とされる方に交付していきます。事業の対象については、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第2号被保険者を含め、対象の範囲を検討していきます。

2) 地域支え合いサービス（住民主体の生活援助）

① 嵐山おたすけサービス事業

事業概要	地域住民が援助の必要な高齢者等に生活援助を行い、その謝礼を地域商品券で受け取り、地域の商店で買い物をしてもらう「地域支え合い」の事業で、社会福祉協議会が商工会と連携して実施しています。
現状と課題	高齢化の進行とともに高齢者世帯の増加が見込まれるため、事業の更なる充実と協力会員の育成が課題となっています。
今後の方向性	事業の普及促進を図るため、ニーズや実情を的確に把握し、多様なサービスの創出を目指していきます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
延利用件数（件）	1,091	1,488	1,426	1,440	1,454	1,526
延利用時間（時間）	1,315	1,683.5	1,734	1,751	1,768	1,857

3) 配食サービス事業

事業概要	在宅の要援護高齢者等に栄養改善を目的とした配食サービスを提供し、定期的に見守りを行うことにより、安否確認をします。
現状と課題	昼食と夕食で委託配食業者を分けています。急な中止や変更、新規申し込みにも臨機応変に対応しています。
今後の方向性	栄養改善と見守りを提供し、安心して在宅生活が送れるようにしていきます。

4) 福祉用具・住宅改修支援事業

事業概要	福祉用具・住宅改修に関する相談、情報提供、連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び作成時の経費の助成を行います。
現状と課題	福祉用具・住宅改修のみ利用の高齢者等にも、介護支援専門員の助言を受けやすくなっています。
今後の方向性	地域における自立した日常生活の支援のために実施していきます。

3 健康づくり施策との連携推進

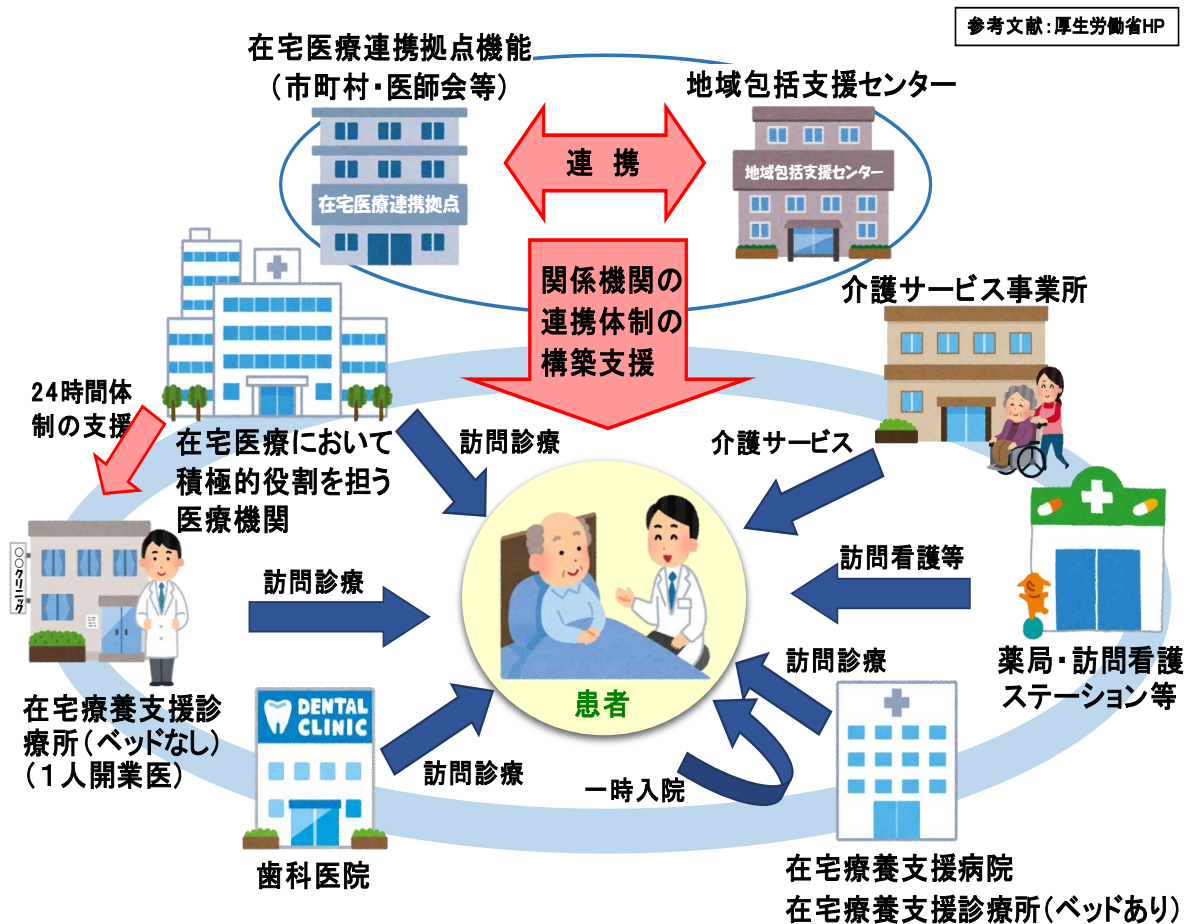
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

事業概要	フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重度化予防を一体的に実施する枠組みの構築
現状と課題	健康寿命の延伸のため、高齢者の予防・健康づくりを進めることが重要です。現在、介護予防と生活習慣病対策・フレイル対策は実施主体が別となっており、さまざまな取組が高齢者を中心として提供されるよう、保健と介護の連携を深めていくことが求められています。
今後の方向性	運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進め、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることができるよう、疾病予防・重度化予防の促進を目指します。

施策 1-2 地域包括支援体制の充実

1 在宅医療・介護連携の推進

事業概要	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、居宅医療を担う医療機関と介護サービス事業者等との一体的な連携とサービス提供を推進することを目的としています。
現状と課題	比企地区9市町村で広域的に、地域における医療・介護の関係機関と連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供ができる体制を構築しています。今後の高齢化や認知症の方の増加を見据え、看取りに関する取組、認知症の方への対応力の強化といった視点も重要になります。
今後の方向性	地域の医師会等と緊密に連携しながら、医療・介護関係者の情報共有の支援や在宅医療・介護連携に関するコーディネーターによる相談支援を関係機関と連携し取り組みます。



①地域の医療・介護資源の把握

事業概要	比企地区における医療機関や、介護事業者等の所在地や機能等を調査し、これまでに自治体等で把握されている情報と合わせて、マップ・リストを作成し活用します。作成したマップ・リストは、地域の医療・介護関係者に配布します。
現状と課題	比企地区在宅医療・介護連携ガイドブックを作成し、比企地区内の医療機関、介護事業所へ配布しました。比企地区9市町村の窓口に設置し、ホームページに掲載しています。
今後の方向性	今後は、医療機関や介護事業所を検索できるシステムを導入し、各市町村のホームページ上ですぐに検索できるように準備を進めています。

②医療・介護関係者の情報共有の支援

事業概要	情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、医療・介護関係者等の間で情報を共有できるよう支援します。
現状と課題	比企地区在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、入退院時の情報共有ツールを検討、「埼玉県比企地区版 連携シート」及び運用ルールを完成させました。比企管内医療・介護関係機関へ周知し、市町村のホームページに掲載しました。
今後の方向性	完成した「埼玉県比企地区版 連携シート」を活用していきながら、必要に応じて見直しを図り、連携を進めます。

③在宅医療・介護連携に関する相談支援

事業概要	在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置し、医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け付けます。また、必要に応じて退院の際の連携調整や、在宅医の紹介を行います。
現状と課題	比企医師会内に在宅医療連携拠点を設置しています。歯科相談は比企郡市地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点、薬剤の相談は東松山薬剤師会在宅医療拠点・小川薬剤師会在宅医療拠点を設置しています。
今後の方向性	比企地区在宅医療連携拠点において、看護師の資格を持つ職員が在宅患者療養支援や在宅医療相談を行います。

④医療・介護関係者の研修

事業概要	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。
現状と課題	多職種が地域の問題などの事例検討・討議を行い、各職種の役割を互いに理解し、交流ができるように研修会を開催しています。
今後の方向性	医療・介護関係の多職種が研修を通してお互いの業務内容を理解できるように、参加者の意見やアンケート等を踏まえて今後も意義のある研修が開催できるよう取り組んでいきます。

⑤地域住民への普及・啓発

事業概要	在宅医療・介護に関する講演会の開催、講演会のチラシ及びポスターの作成・配布により、地域住民への在宅医療・介護連携の理解・促進を図ります。
現状と課題	比企地区で年1回の講演会を開催し、地域住民への普及・啓発に努めています。より多くの方が講演会に参加していただけるよう、周知が課題となっています。
今後の方向性	今後も引き続き在宅医療・介護に関する講演会を開催し、積極的な普及活動に取り組んでいきます。

⑥在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

事業概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、比企地区9市町村が連携して事業を推進しています。担当者会議、連絡会議、協議会を開催し、広域連携が必要な事項について協議します。
現状と課題	担当者会議にて課題を抽出し、医療・介護・福祉・行政等の代表者を含める、多職種で構成された協議会にて諸問題を検討し、在宅医療・介護連携の推進に向けた提言を行います。
今後の方向性	比企地区9市町村が連携して在宅医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

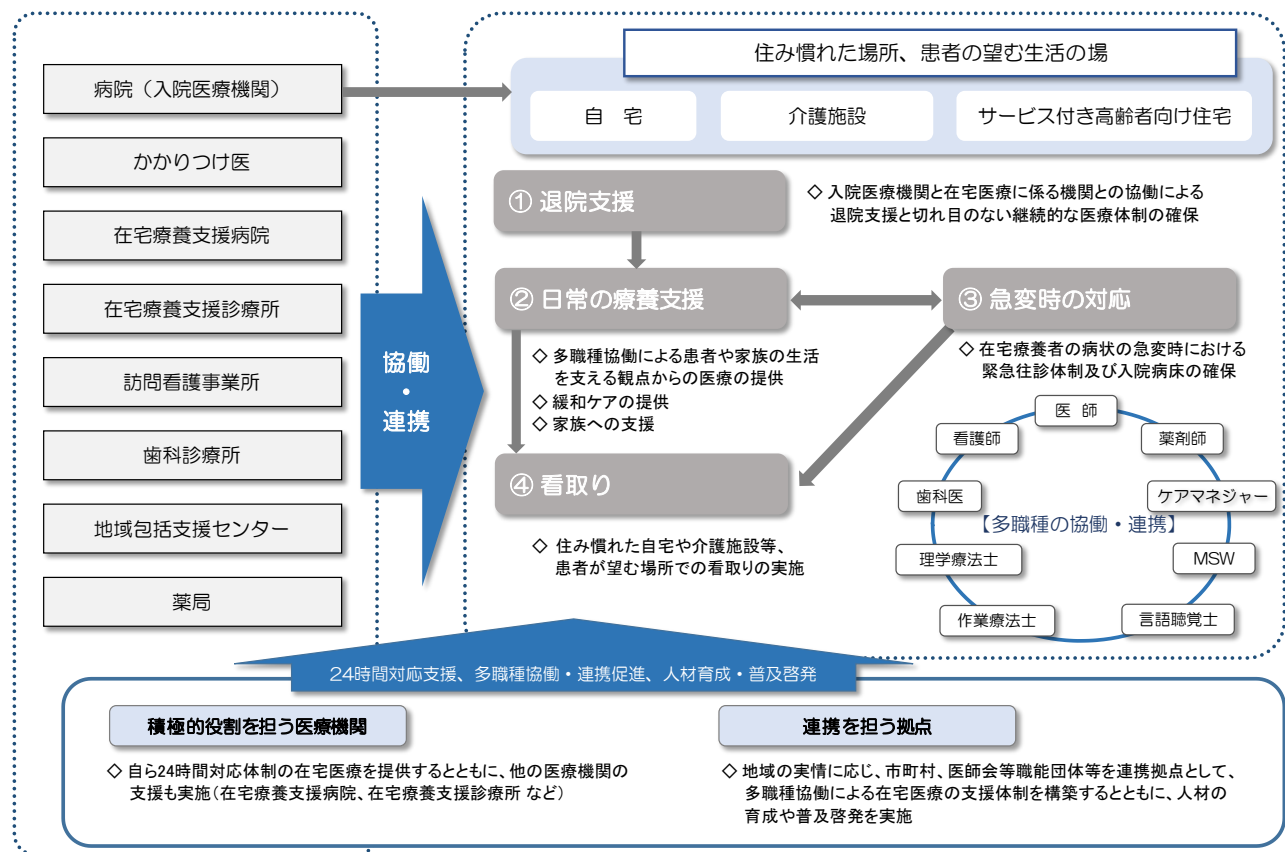
⑦切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

事業概要	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて事業を行います。
現状と課題	比企医師会在宅医療連携拠点において、在宅療養支援ベッドの確保、往診医の登録を行っています。また、患者情報の共有では、MCS（医療介護連携コミュニケーションツール）の登録促進や「埼玉県比企地区版 連携シート」の活用を行っています。
今後の方向性	MCSの登録促進や、「埼玉県比企地区版 連携シート」の活用により、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指します。

在宅医療の提供体制（イメージ）

【在宅医療に係る関係機関の例】

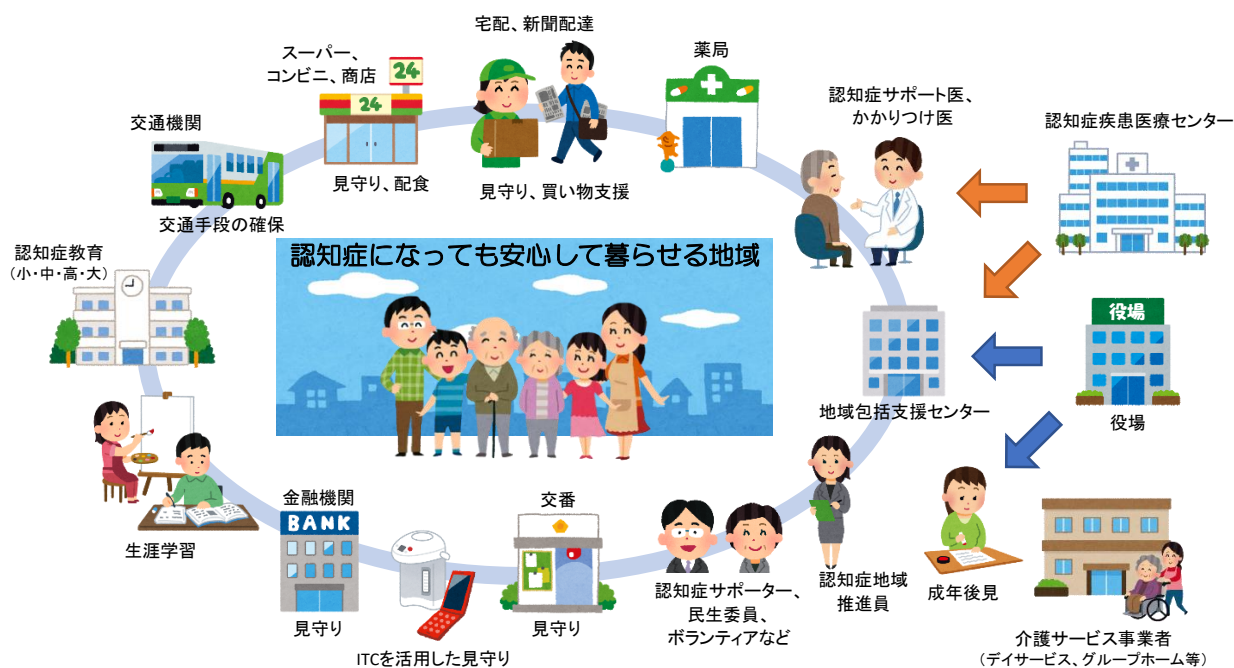
【4つの局面における多職種の協働・連携】



2 認知症施策の推進

事業概要	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じ、切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される支援体制を構築します。
現状と課題	認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護の連携強化や相談・支援体制を推進していきます。
今後の方向性	若年性認知症を含め、認知症の人が暮らしやすいまちになるよう、ご本人と家族、地域への支援に取り組みます。

■認知症施策の推進イメージ図



①認知症初期集中支援事業

事業概要	40歳以上の在宅生活をしている人が、認知症状が現れた場合に、医療と介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」がご家庭を訪問し、ご本人の意思を確認しながら、適切な医療・介護のサービスにつなげます。
現状と課題	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加し、生活支援の要望が多様化する中、認知症高齢者の本人意思の尊重と家族・地域支援が課題となっています。
今後の方向性	認知症初期集中支援チームによる、医療サービスや介護サービス利用などの支援、認知症の重症度に応じた助言、生活環境改善等を行うことにより、本人や家族が在宅で安心して暮らせるよう支援していきます。

②認知症地域支援・ケア向上事業

事業概要	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、「認知症地域支援推進員」を配置し、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関などとの連携で支援します。また、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
現状と課題	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れを示した認知症ケアパスを配布しています。現状に合わせたサービスの運営・開発の検討が必要です。
今後の方向性	認知症地域推進員を配置し、認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護のサービスが受けられるよう関係機関との連携体制構築に努めます。

③認知症サポーター養成講座

事業概要	一般町民、介護者及び保健・医療・福祉関係者を対象に、意識啓発活動を通じて認知症予防の必要性や対応についての理解を促し、認知症の早期発見・早期対応につなげることを目的に、事業を展開しています。また、認知症の方の対応教室や、その家族を対象とした家族交流事業にもつなげていきます。
現状と課題	嵐山町の認知症サポーターは目標数にほぼ達成しましたが、更なるサポーターの養成と養成講座を開催し活動の普及・啓発を図る「キャラバン・メイト」数の増加が課題となっています。
今後の方向性	企業や小・中・高校生向けの認知症サポーター養成講座の開催機会を増やすことで様々な世代への普及を推進し、地域における理解者の底辺拡大を図ります。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
養成者数(人)	202	183	72	250	250	250

④認知症家族支援（嵐カフェ）

事業概要	認知症の人やその家族が日々の生活の中で少しでも安らぎを感じることができるよう、憩いの場、交流・相談の場など、居場所づくりに取り組みます。 認知症の人と家族の会や認知症サポーター、介護保険事業所などと協力し、地域住民への認知症の正しい理解を促す拠点になるような集いの場づくりを目指します。
現状と課題	開催については、広報で周知していますが、認知症の人やその家族の参加は少ないです。周知方法に関して更に検討が必要です。
今後の方向性	認知症の方やその家族が社会的に孤立せず、仲間づくりや学びあいを通して社会参加ができるように、「認知症カフェ」の増設など、地域に出ていける居場所の確保に取り組みます。

⑤認知症支援体制

事業概要	認知症の人と家族を支援するために、医療も介護も生活支援の一部であることを十分に意識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげます。
現状と課題	医療、介護等と連携を取り、認知症の人と家族の支援に努めていきます。認知症の人への対応など身近に相談できるよう認知症相談窓口の設置が課題となっています。
今後の方向性	認知症の高齢者とその家族への取り組みとして、認知症の高齢者やその家族への心身ケアにも十分配慮した上で、ケアプランなどの作成と適正なサービスの提供体制を強化します。

⑥認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

事業概要	認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを繋ぐ仕組みを整備します。
現状と課題	認知症サポーターとなった後の活動の場の整備を推進していきます。
今後の方向性	認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして、チームオレンジを整備します。

⑦認知症見守り

事業概要	認知症の高齢者が在宅での生活を安心して継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、認知症の高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。
-------------	---

⑧認知症早期発見・啓発事業

事業概要	嵐山町公式ホームページからパソコンや携帯電話を使い簡単に認知症チェックができる認知症簡易チェックシステムを提供し、認知症の早期発見・啓発を図ります。
現状と課題	アクセス数が多く需要があることが分かります。さらに周知を図っていきます。
今後の方向性	認知症の早期発見・啓発を図るため事業を実施していきます。

3 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

(1) 生活支援の体制整備

地域で高齢者の在宅生活を支えるために、介護保険制度でのサービスのみならず、町や社会福祉協議会等が実施している公的な福祉サービスや、民間企業のサービス、さらに、地域の支え合いで行われているサービスなど、各実施主体の連携や情報共有と介護保険外のサービスの活用が重要となります。本町では、生活支援体制推進会議の設置や生活支援コーディネーターの配置などを行う生活支援の体制整備を実施し、各サービス実施主体の連携等を強化し、地域のニーズに沿った新たな生活支援サービスの構築や担い手の養成を行います。

①生活支援体制整備事業

事業概要	元気な高齢者をはじめ、地域住民・ボランティア・福祉事業関係者・民間企業等多様な主体による日常生活上の支援体制の充実、強化を図り、高齢者を支える地域づくりを推進します。
現状と課題	第1層の協議体を設置し生活支援体制整備事業を推進しています。 地域づくりには相当の時間がかかるため、地域住民一人ひとりが主体的にかかわる地域づくりを進める必要があります。
今後の方向性	住民主体による活動「ささえあい嵐山」の活動を支援します。協議体で住民ニーズを把握し、対応する社会資源の発掘・開発を検討します。

②生活支援コーディネーター

事業概要	生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを進めます。
現状と課題	生活支援体制整備事業と同様に、地域住民へ意識的な働きかけを行い、地域が主体的にかかわる地域づくりをさらに推進する必要があります。
今後の方向性	担い手の掘り起こしや養成、地域ニーズに応じた人材のマッチングができる仕組みづくりを行います。

③協議体の設置

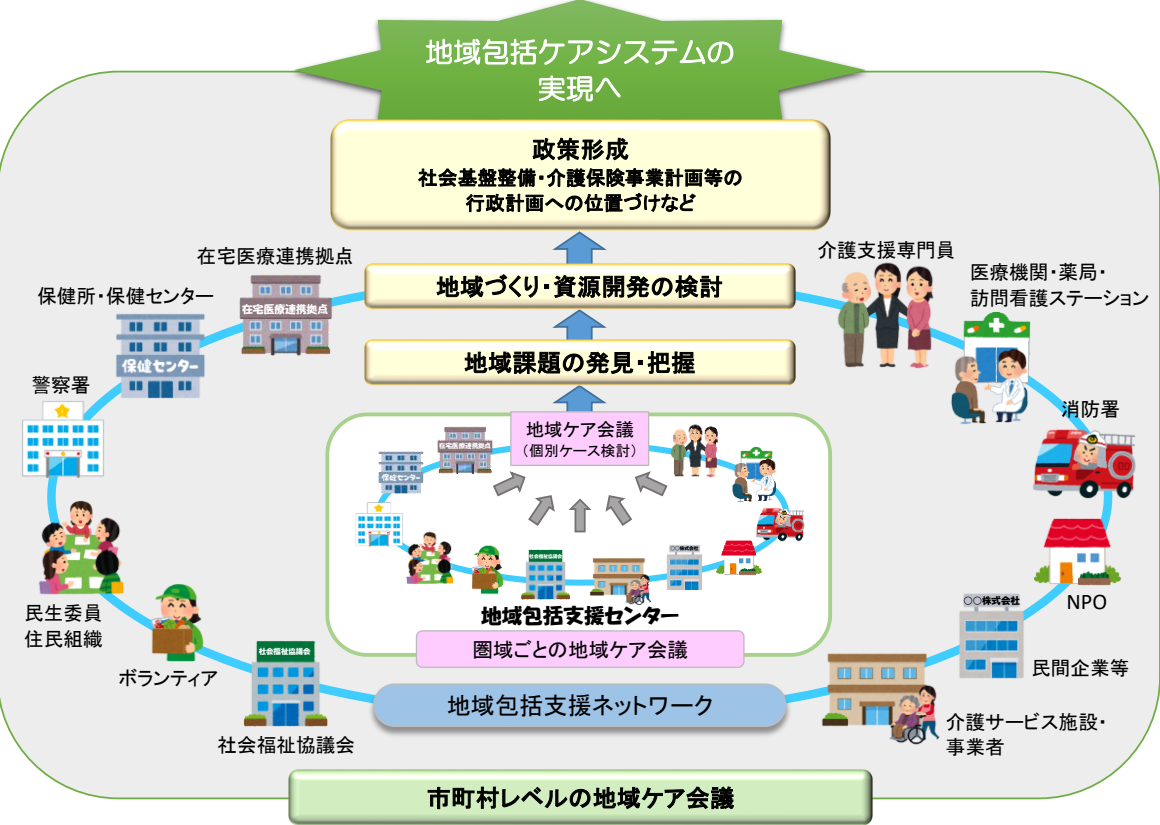
事業概要	生活支援・介護予防サービスの体制を整備するため、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体が参画して、多様な主体間の情報共有及び連携強化を図り、協働による資源の開発及び充実を推進します。
現状と課題	地域で共有できる社会資源を集めた「支え愛資源マップ」を作成し、区長をはじめ各種団体を通じて住民への情報提供を行いました。今後は、地域課題の解決や不足している資源の開発等の仕組みづくりが必要です。
今後の方向性	支え合いの地域づくりに向け、地域住民への意識の浸透を図ることで、地域の中での担い手の掘り起こしにつなげます。

(2) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通じて、医療・介護等の多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図ります。

事業概要	地域包括ケアシステムの構築を目指し、医療・介護・福祉等の専門的視点を有する多職種を交え「個別課題の解決」・「地域課題の発見」・「地域づくり・資源開発」等の機能を有し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える基盤整備を図っています。
現状と課題	個別ケースの検討を行う「個別会議」と、地域課題の検討を行う「推進会議」を開催しています。介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力を高めるとともに、個別ケースの課題分析を積み重ね、地域課題の把握や地域づくり、資源開発に結びつけています。 地域で活動する介護支援専門員のさらなる支援が課題となっています。
今後の方向性	地域ケア会議の活性化を図り、支援の充実と、それを支える社会基盤の整備に向けた取り組みを推進します。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催数(回)	6	5	5	6	6	6



(3) 地域支え合い活動の推進

① 支え愛運動

事業概要	高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを目標に、普段から近隣であいさつや声を掛け合い、高齢者等を見守ることで、孤立化を防ぎ不安の軽減を図るものです。
現状と課題	地域住民の協力により、あいさつの実施、小さな気づきの連絡に取り組んでいただいています。進捗状況は地域によって様々ですが、全町を挙げて支え愛運動を展開し、見守りネットワークの構築に努めます。
今後の方向性	行政区や民生委員、保健推進員等の協力を得ながら、支え愛運動を広めていきます。

② 支え合いマップ(災害時等要援護者台帳)

事業概要	災害時の避難や日常の見守り等で支援を必要とする方(要援護者)を把握し、町と地域で情報を共有することにより、災害時の安否確認、避難や支援を迅速に行うとともに、日常の地域における共助・支え合いの仕組みを要援護者の支援のために活かすことを目的としています。
現状と課題	町、区長、民生委員、防災会会長が台帳を管理し定期的に情報を更新しています。支援者の選定が課題になっています。
今後の方向性	支え合いマップを活用した継続的な地域見守り活動を支援します。

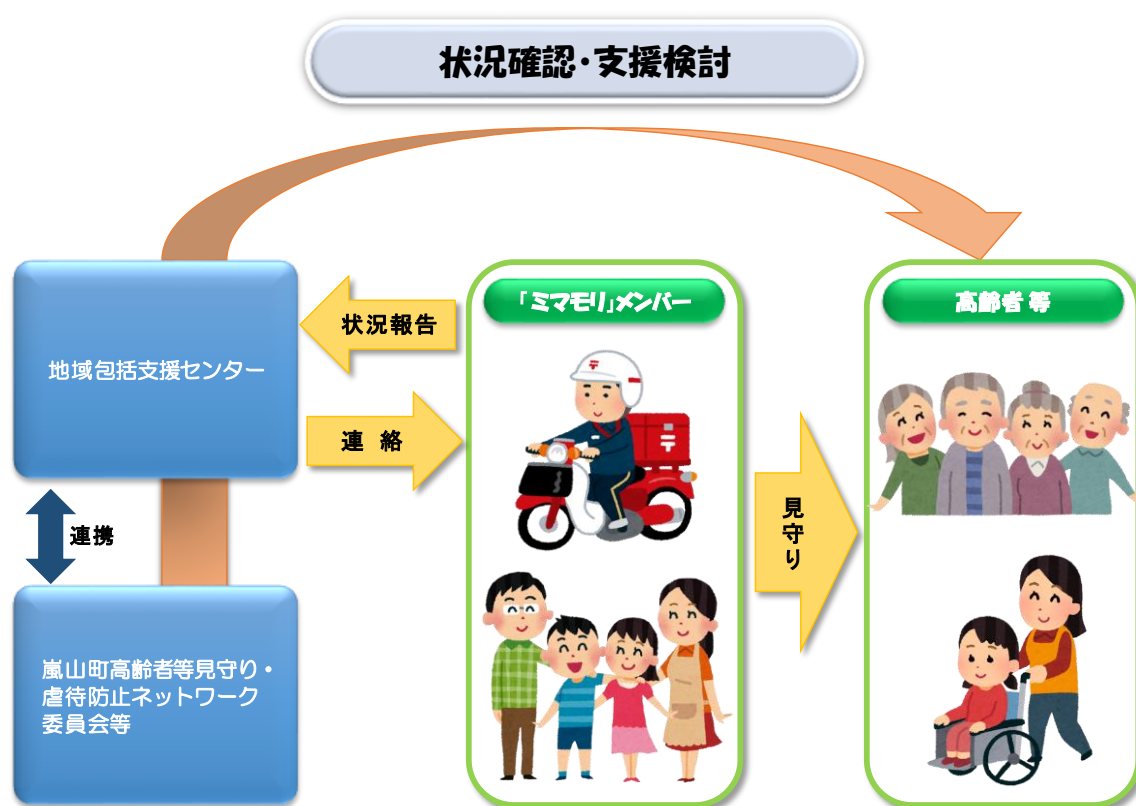
③ 高齢者見守り事業

事業概要	高齢化率の上昇とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しています。このような中で、日常生活における不安を軽減し、自立した生活を継続していただくために、看護師等による定期的な家庭訪問により高齢者の見守りを実施しています。
現状と課題	民生委員をはじめとする関係機関、家族との連携を図り、介護保険サービスの利用等に結びつける事により、住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう努めています。
今後の方向性	地域と連携し、対象者を把握するとともに、孤立、体調の変化、孤独死等の防止に努めます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
対象者数(人)	100	98	100	110	112	115

④ 高齢者等見守り活動（ミマモリ）

事業概要	町と協力事業者等が連携して、町全域で高齢者等に対する見守り活動を実施することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくることを目的としています。
現状と課題	協力事業者等が日常業務及び日常生活において、高齢者等を対象として行う、声掛けや様子の確認を行っています。
今後の方向性	他の支え合い活動と同様に、協力事業者等と連携し、対象者を把握するとともに、孤立・体調の変化・孤独死等の防止に努めます。



施策1-3 高齢者の生きがいくくり・生活支援の充実

1 生きがいくくり活動の支援

(1) 老人クラブ活動への支援

事業概要	老人クラブは、高齢者が日常生活の場である地域社会を基盤として活動する自主的な組織です。仲間づくりを通じた生きがいくくりや健康づくりなどの生活を豊かにする楽しい活動をはじめ、知識や経験を活かし、若い世代と協力しながら、地域を豊かにする社会活動や子どもたちの登下校時の安全を見守る防犯活動など、地域社会の一員として明るい長寿社会づくりのための活動をしています。
現状と課題	老人クラブ会員は年々減少しており、会員の高齢化も進んでいますが、各種行事等の活動は継続して実施しており、会員の生きがい、社会参加、介護予防等に成果を上げています。
今後の方向性	高齢者の生きがい活動が継続できるように、今後も社会福祉協議会等との連携の下で活動を支援していきます。

	実績値		
	H30 年度	R 元年度	R2年度
団体数（件）	19	17	17
会員数（人）	746	597	562

※年度当初の値

(2) シルバー人材センターへの活動支援

事業概要	シルバー人材センターは、豊かな経験や能力をもつ、働く意欲のある高齢者の就労支援などを目的とした公益社団法人です。働くことを通じて健康保持と生きがいの充実や生活の安定を図り、また、高齢者が長年培ってきた技術や技能を活かし、高齢者が地域で能力を発揮することができるよう支援しています。
現状と課題	高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センター運営費補助金を通じて、シルバー人材センターの活動を支援しています。シルバー人材センターは補助金を活用し、地域に貢献する事業を実施し、高齢者の生きがい活動の場として成果を上げています。多様なニーズに対応した高齢者の就業機会を提供していくことが必要です。
今後の方向性	働く意欲のある高齢者への就業支援、高齢者の福祉の増進及び地域社会の健全な発展を目標とするシルバー人材センターの活動を、継続して支援していきます。

		実績値		
		H30 年度	R 元年度	R2年度
会員数(人)	男 性	196	206	210
	女 性	58	61	63
	合 計	254	267	273
受託件数(件)	公 共	191	201	88
	民 間	638	619	592
	個 人	669	717	900
	合 計	1498	1537	1580
就業延べ人数(人)	技 術 群	0	0	1
	技 能 群	3158	2966	2748
	事 務 群	1499	1880	1304
	管 理 群	2619	1944	1960
	折衝外交群	0	0	0
	一般作業群	21683	21528	19688
	サービス群	0	486	0
	合 計	28,959	28,804	25,701
事業費(千円)		164,022	169,670	148,912

※派遣を含む

(3) 生涯スポーツの推進

事業概要	高齢者の健康、体力の維持・増進と社会的交流を図るため、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会及びランランマーチ等を開催しています。
現状と課題	高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう、それぞれの体力や運動能力に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを継続的に進めていくことが必要です。
今後の方向性	今後も高齢者の多様なニーズに応じた新たな種目の導入を図ります。

		実績値		
		H30 年度	R 元年度	R2年度
ゲートボール大会(回)		2	2	0
グラウンドゴルフ大会(回)		7	7	0
ポールウォーク大会(回) (ランランマーチ)		1	1	0
文化財めぐり(回) (ランランマーチ)		1	1	0
マレットゴルフ大会(回)		1	1	0
ペタンク大会(回)		1	1	0

フロアカーリング大会（回）	1	1	0
---------------	---	---	---

（４）ボランティアセンターとの連携

事業概要	住民主体のまちづくりを推進するため、ボランティア団体や個人ボランティアの登録を促し、活動を支援します。
現状と課題	ふれあい交流センターによるボランティア及びボランティアコーディネーター育成の支援を通じて、リーダーシップのある人材の育成や主体性を発揮できるような支援に努めています。
今後の方向性	高齢者のボランティア活動は、自らの生きがいがいづくりだけでなく、介護予防にも効果があり、積極的な参加や活動が図れるよう、ふれあい交流センター及び社会福祉協議会と連携して活動を支援していきます。

2 生活支援サービスの充実

（１）高齢者外出支援事業

事業概要	高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、運転免許証を有しない70歳以上の方を対象に、タクシー料金の一部を助成します。
現状と課題	平成23年7月から試行的に開始した事業です。平成29年度より制度の持続可能性や利用者間の公平性の観点から運賃に応じた助成へ内容を変更しました。令和元年度から年齢を65歳に引き下げました。令和2年度から障害者福祉タクシーと高齢者外出支援タクシーとどちらかを選択できるようにしました。令和元年度末の申請率は44.46%と対象者の半数に満たないため、申請率の向上が課題となっています。
今後の方向性	令和3年度より、利用者がより利用しやすい制度に変更します。利用対象年齢を令和3年度より毎年引き上げ、令和7年度以降は70歳以上とします。

	実績値			目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申請者数(人)	687	860	880	880	880	880

（２）高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業概要	運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者の運転による交通事故防止を図るため、運転免許証自主返納を支援する制度です。運転免許証を自主返納した70歳以上の方を対象にタクシー料金の一部を助成します。
現状と課題	平成29年1月から開始した事業です。本制度を利用していただけるよう広報等でさらに周知を図ります。

今後の方向性	運転免許証の自主返納を後押しすることで、高齢者の交通事故防止の促進を図ります。
---------------	---

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
申請者数(人)	54	65	48	60	80	100

(3) 訪問理美容サービス

事業概要	訪問理美容サービス店として登録している事業者が、外出が困難な高齢者の自宅に訪問して理美容サービスを提供する事業です。
現状と課題	利用者が増加しない状況が続いており、制度の周知を図る必要があります。
今後の方向性	対象者の保健衛生の向上及び心身のリフレッシュを図るために有益なサービスと考え、制度の周知を更に図ります。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数(人)	5	3	4	4	4	5

(4) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

事業概要	在宅高齢者の寝具の洗濯、乾燥及び消毒を行い、在宅生活の支援を行う事業です。
現状と課題	利用者が増加しない状況が続いており、制度の周知を図る必要があります。
今後の方向性	対象者の保健衛生の向上を図るために有益なサービスと考え、制度の周知を更に図ります。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

(5) ショートステイ（在宅高齢者短期入所事業）

事業概要	特別養護老人ホーム等において、介護保険制度における要介護認定で非該当と認定された高齢者等に対して、必要に応じ家族に代わって一時的に養護します。 また、基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者などに対し、生活習慣の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を予防することを目的とします。
現状と課題	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴って、支援を要する対象者の増加が見込まれます。
今後の方向性	状況に応じて、必要な生活習慣の指導・支援及び緊急時の一時保護を行っています。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数(人)	1	0	0	1	1	1

3 多様なサービスの推進

(1) 社会福祉協議会による高齢者支援事業

事業概要	嵐山町社会福祉協議会では、会費や町の補助金等をもとに、ボランティアの方々の協力を得ながら、次のような在宅福祉事業や高齢者福祉事業を実施しています。また、経済的自立を目的とした生活福祉資金貸付事業や、認知症高齢者や障害者の不安解消を目的とした福祉サービス利用援助事業も実施しています。
-------------	---

■在宅福祉事業

No.	事業名	事業内容
1	愛情弁当サービス事業	75 歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、重度身体障害者等の方々に、ボランティア団体、民生委員・児童委員の協力で手作りのお弁当をお届けするとともに、安否の確認、健康状態の把握などの見守り活動を行っています。
2	車イス・用具等貸出し事業	高齢者、身体障害者等に車イス等を無料で貸出しています。
3	紙おむつの支給事業	介護者及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、在宅寝たきり高齢者等（要介護3以上）に1か月 4,000 円分の紙おむつを支給しています。
4	在宅高齢者活性化推進事業	地域で実施する 65 歳以上の在宅高齢者を対象とした敬老会や交流会などの地域活性化推進事業に対して、補助金を交付しています。
5	生活福祉資金貸付事業	生活等に困難を抱える世帯を対象に、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、資金の貸付を行っています。
6	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方などで、ひとりで生活していくには不安がある方が、安心した生活を送れるように、定期的に訪問し、金銭管理等の支援をします。
7	おたすけサービス事業	地域の協力会員が、高齢者等（利用会員）に家事などの手助けを低額な料金で行っています。

■高齢者福祉事業

No.	事業名	事業内容
1	暑中見舞い事業	在宅寝たきり者（60歳以上で3か月以上寝たきり者）及びひとり暮らし高齢者（75歳以上で町内に子どもがいない方）が安全に夏期を過ごせるよう、その安否確認を行います。
2	高齢者慰問	町内に在住の満88歳以上の方（施設入所者は除く）に長寿のお祝いの品を届けます。
3	100歳のお祝い	町内に在住の満100歳に達した方の健康と長寿をお祝いします。
4	金婚のお祝い	町内に在住の結婚50年を迎えたご夫婦をお祝いします

■高齢者の生きがいくりと健康づくり事業

No.	事業名	事業内容
1	高齢者コミュニティー事業	町民自らの「健康寿命」を意識づけ、啓発し、介護予防につなげていくために、地域の方々の健康づくりを目的に「朝の体操」を週3回（月・水・金）実施しています。また、コミュニティルームを開放しており、地域の方に自由に使用いただけます。
2	地域住民グループ支援事業（うきうきサロン）	在宅の高齢者や障害者等の閉じこもりを防止し、地域の連帯の輪を育もうとする地域支援者（ボランティア団体等）が中心となって、地域の集会所等で行う交流会などを支援します。
3	ふれあいサロン「なごみ」	介護予防・仲間づくり、孤立や引きこもり防止、悩み相談等、顔の見える関係や助け合いの絆づくりを目的に楽しめる運動やお茶飲み会を開催しています。

（2）住まいの安定確保

① 養護老人ホーム

事業概要	身体、精神もしくは環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を入所させる施設です。
現状と課題	養護老人ホームは、現在、町内に設置されていません。また、平成16年度以降は、入所措置も行っていない。
今後の方向性	ひとり暮らしの高齢者が年々増加しており、今後、対象となり得る高齢者の割合は高くなる傾向にあると思われます。養護老人ホームの設置主体は地方公共団体または社会福祉法人ですが、本町では今後も必要に応じて、措置決定に基づく既存施設への入所を行います。また、計画期間内での整備は想定していません。

② 軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）

事業概要	自立した日常生活を営むことが不安であると認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方を、無料または低額な料金で入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談・援助などを提供することにより、安心して生活できるようにする施設です。
現状と課題	軽費老人ホーム（ケアハウス・経過的軽費老人ホーム（A型・B型）を含む）は、現在、町内には設置されていません。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

③ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

事業概要	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供する施設です。
現状と課題	現在、町内には設置されていません。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

④ 老人福祉センター

事業概要	高齢者に対する生活相談等、教養講座やレクリエーションなどを行い、無料または低額な料金で提供する施設です。
現状と課題	現在、町内には設置されていません。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅

事業概要	「安否確認」や「生活相談」の提供が必須とされ、一般的な賃貸住宅に近い自立的な生活を送ることができる住宅です。介護等のサービスは、住宅の運営主体や外部の事業者と別に契約を結ぶことで提供されます。また、住宅の運営主体は、株式会社等の民間事業者が多くを占めています。
現状と課題	現在、町内に1施設設置されています。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。。

⑥ 有料老人ホーム

事業概要	住まいと食事や生活支援のサービスが一体となっている住宅です。
現状と課題	現在、町内に2施設設置されています。
今後の方向性	計画期間内での整備は想定していません。

第2章 介護保険事業の推進（第8期介護保険事業計画）

施策2-1 サービス提供体制の確保と質の向上

1 地域包括支援センターの充実

（1）地域包括支援センターの運営

① 地域包括支援センター運営協議会

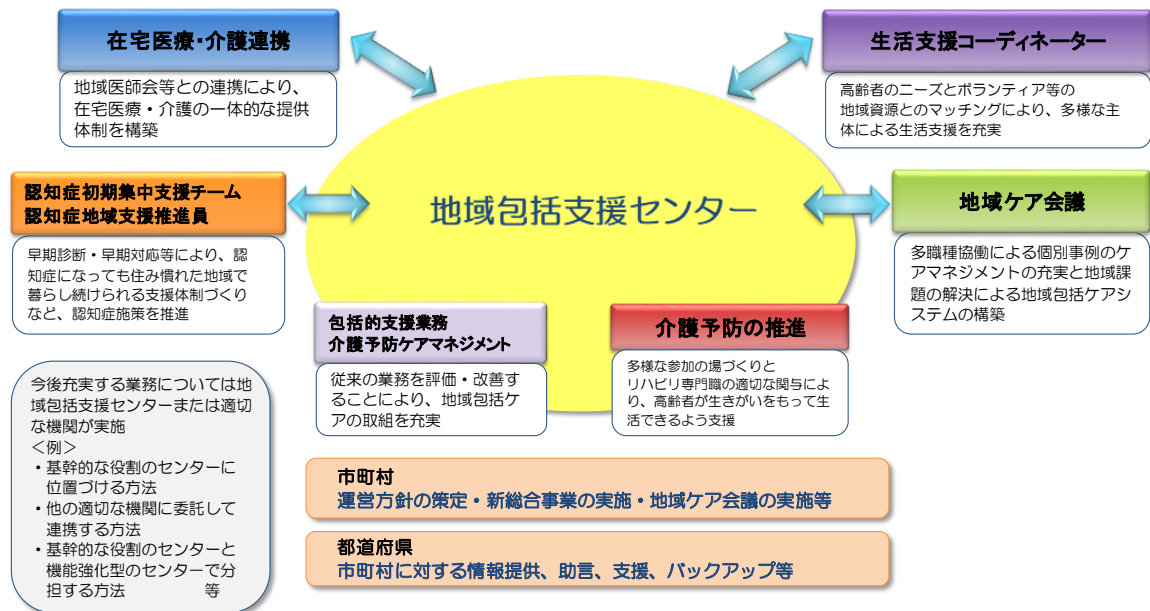
事業概要	地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議することにより、適切な運営、公正・中立性の確保、その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置しています。
現状と課題	年2回会議を開催しています。地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進していくなかで、効果的な運営が行われるために、地域包括支援センターの運営・活動状況を適切に点検・評価を行うことが重要です。
今後の方向性	定期的に会議を開催し、運営・活動状況の評価・点検を行い、センター運営の充実を図ります。また、地域包括ケアにおける地域課題の解決に向けた検討、政策形成への提言を行い、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

（2）地域包括支援センターの機能強化

介護保険制度の改正では、地域支援事業を充実し、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業を位置づけ、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを更に推進します。

これに併せて、市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

■地域包括支援センターの機能強化



①ケアマネ（介護支援専門員）相談支援

事業概要	地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関する個別相談を行うとともに、支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関連機関との連携の下で、具体的な支援方法を検討します。
現状と課題	障害等があるため対応が困難な方、ごみ屋敷や多問題家族等に対し、介護支援専門員やヘルパー等が安心して対応できる環境を作るため、ケースごとの話し合いや説得等を支援チームの一員として介護支援専門員と連携して行っています。介護支援専門員が所属する組織内では対処ができない支援困難な状況に対応し、包括的・継続的ケアマネジメントを行いやすい環境を整える必要があります。
今後の方向性	相談しやすい体制づくりに努め、支援チーム連携の下、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう支援します。

②介護予防支援

事業概要	要支援者のうち介護予防給付の利用者に対して、介護予防を目的として、その心身の状況、環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行います。
現状と課題	状態の維持改善を図り、自立した生活を継続できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うよう支援することが重要です。
今後の方向性	予防給付・多様なサービスを包括的に提供することにより、地域とのつながりを維持しながら、生きがいを持って生活できるよう支援します。

③緊急通報システム事業

事業概要	常に注意を要する独居の高齢者宅に、緊急時にボタンを押すと比企広域消防本部へ通報する機器を設置することで、日々の不安を軽減し、緊急時の迅速な対応を図ることを目的とします。
現状と課題	利用者の不安軽減になっていますが、緊急性のある疾患を持つ高齢者に限られています。
今後の方向性	定期的に機器の点検を行い、緊急時に適切に通報ができるよう努めます。

	実績値			目標値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数（人）	66	64	64	66	68	70

2 サービスの質の向上

（1）介護給付の適正化

事業概要	介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高め、介護給付費の増大や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。 給付実績の活用、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化といった主要事業について実施します。 なお、具体的な取り組みは次のとおりです。 ① 認定調査状況チェック ② ケアプランの点検 ③ 住宅改修・福祉用具の点検 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護給付費通知
------	---

	項目	目標		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
要介護認定の適正化	点検件数	全件	全件	全件
ケアプランの点検	点検頻度	年 10 回	年 10 回	年 10 回
住宅改修費・福祉用具の点検	事前・事後点検件数	全件	全件	全件
縦覧点検・医療情報との突合	点検回数	月 1 回	月 1 回	月 1 回
介護給付費通知	通知回数	年 2 回	年 2 回	年 2 回

（2）介護保険運営協議会の設置

事業概要	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、地方自治法の規定に基づき、委員10人をもって組織・設置され、町長の諮問に応じて介護保険事業計画の策定及び変更、介護保険施策に関する重要事項を審議します。
-------------	--

（3）地域密着型サービス運営委員会の設置

事業概要	介護保険法の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、嵐山町介護保険条例の規定により任命された嵐山町介護保険運営協議会委員をもって組織され、地域密着型サービス等の事業者の指定や従事者の基準等を審議します。
-------------	--

（4）介護に関する相談窓口の設置及び周知

事業概要	働きながら介護をしている家庭に対して、相談窓口の周知を行います。 また、相談に訪れた方に対して、介護と仕事の両立ができるよう、的確なアドバイスを行うようにします。
-------------	--

3 情報提供と苦情対応**（1）介護サービス、生活支援・介護予防サービスなどの情報提供**

事業概要	各種サービスの利用者やその家族が、サービス提供事業所等を適切に選択することができるよう、情報を発信していきます。
現状と課題	広報紙やパンフレット等により広く情報発信するとともに、役場窓口及び地域包括支援センターにおいて、利用者の状況に応じた情報を提供しています。
今後の方向性	介護サービスや保健福祉サービスと一体的に、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの情報を集約し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために有益な情報を提供していきます。

（2）苦情・相談対応

事業概要	高齢者が保健福祉サービスや介護保険を利用するための支援や情報提供等、様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等に総合的な対応を行い、高齢者の権利擁護に配慮した取り組みを推進するよう努めます。
-------------	---

4 福祉・介護人材の確保・育成支援

（1）人材育成のための情報発信

事業概要	介護保険制度が住民のニーズに応えるよう十分機能するためには、福祉・介護サービスを担う人材の確保が重要です。福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として認知され、拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を確保できるよう、必要な情報を提供します。また、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や資質の向上を図るため、県と連携しながら人材の育成を図ります。
今後の方向性	介護支援専門員・介護支援従事者等の資質の向上を図り、居宅サービスそのものの質の向上を図るために、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員・介護支援従事者等が業務を行うために必要な情報の伝達、ケアマネジメント能力の向上に役立つ研修会情報を提供していくとともに、情報公表制度を活用して介護従事者に関する情報の公表の推進に努めます。 また、地域包括ケアシステムの支え手となるボランティア、NPO、認知症サポーター等の育成に取り組みます。

施策2-2 事業の円滑な運営の維持

1 介護保険事業の推進

（1）居宅サービス

居宅介護等サービスの第7期計画の利用実績及び第8期計画のサービス見込量は次のとおりです。

利用の見込みに当たっては、地域間の移動や地域特性等を踏まえつつ、在宅介護の継続に向けて、過去の実績の傾向を考慮しつつ、サービスの利用者数を設定しました。

① 介護予防支援・居宅介護支援

要介護者等の在宅サービスの適切な利用が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、その他のサービス提供を行います。

また、要介護者が介護保険施設に入所する場合に、介護保険施設への紹介その他のサービス提供を行います。

（人/月、％）

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	40	39	46	50	53	55	58
	前年比		97.5	117.9	108.7	106.0	103.8	105.5
介護給付	人数	360	367	373	401	413	424	434
	前年比		101.9	101.6	107.5	103.0	102.7	102.4

② 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

平成28年度より、予防給付は総合事業に移行しました。

（人/月、％）

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数							
	前年比							
介護給付	人数	89	90	91	92	93	95	107
	前年比		101.1	101.1	101.1	101.1	102.2	112.6

③ 訪問入浴介護

寝たきり状態などにより家庭での入浴が困難な方に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—
介護給付	人数	15	14	13	13	14	15	16
	前年比		93.3	92.9	100.0	107.7	107.1	106.7

④ 訪問看護

看護師等が居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	2	3	4	6	7	7	7
	前年比		150.0	133.3	150.0	116.7	100.0	100.0
介護給付	人数	38	43	45	47	48	51	51
	前年比		113.2	104.7	104.4	102.1	106.3	100.0

⑤ 訪問リハビリテーション

脳血管障害等によって手足に麻痺があったり、不自由になっている方等に対して、病院、診療所、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	1	1	1	1	1
	前年比		—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
介護給付	人数	17	14	7	13	14	14	14
	前年比		82.4	50.0	185.7	107.7	100.0	100.0

⑥ 通所介護

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や必要な介護・機能訓練を行います。

平成28年度より、予防給付は総合事業に移行しました。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数							
	前年比							
介護給付	人数	138	157	145	161	166	170	174
	前年比		113.8	92.4	111.0	103.1	102.4	102.4

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスで、身体機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	6	5	5	6	6	7	8
	前年比		83.3	100.0	120.0	100.0	116.7	114.3
介護給付	人数	80	78	71	77	81	82	84
	前年比		97.5	91.0	108.5	105.2	101.2	102.4

⑧ 居宅療養管理指導

寝たきりの人など、通院等が困難な要介護等高齢者に対して、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師が居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	3	2	1	2	2	2	3
	前年比		66.7	50.0	200.0	100.0	100.0	150.0
介護給付	人数	63	70	69	77	80	80	83
	前年比		111.1	98.6	111.6	103.9	100.0	103.8

⑨ 短期入所生活介護

老人短期入所施設等に短期間入所し、食事、入浴、排泄等の介護及び機能訓練を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—
介護給付	人数	43	45	35	45	46	47	53
	前年比		104.7	77.8	128.6	102.2	102.2	112.8

⑩ 短期入所療養介護（老健、病院等）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—
介護給付	人数	9	12	11	12	12	13	14
	前年比		133.3	91.7	109.1	100.0	108.3	107.7

⑪ 特定施設入居者生活介護

特定施設に入所している人が、施設内で入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等や機能訓練を受けるサービスです。利用者が抱えている問題点や自立支援のための課題を把握し、サービスの目標と達成時期、内容、提供上の留意事項等を内容とした計画に基づき、サービスの提供が行われます。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	7	5	3	4	4	4	4
	前年比		71.4	60.0	133.3	100.0	100.0	100.0
介護給付	人数	41	44	46	52	57	62	73
	前年比		107.3	104.5	113.0	109.6	108.8	117.7

⑫ 福祉用具貸与

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具の貸出を行います。対象となる用具は、歩行器、車いす、特殊寝台、マットレス等となります。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	33	33	41	43	45	47	49
	前年比		100.0	124.2	104.9	104.7	104.4	104.3
介護給付	人数	211	224	230	249	257	264	270
	前年比		106.2	102.7	108.3	103.2	102.7	102.3

⑬ 特定福祉用具販売

介護認定者に対し、福祉用具のうち、貸与に適さない入浴や排泄のための用具の購入費用を支給するサービスです。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	1	1	2	2	2	2	2
	前年比		100.0	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0
介護給付	人数	8	5	6	6	6	7	8
	前年比		62.5	120.0	100.0	100.0	116.7	114.3

⑭ 住宅改修

要介護等高齢者が、手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換などの改修を行ったときに、改修費用の一部を支給するサービスです。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	1	1	2	2	2	2	2
	前年比		100.0	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0
介護給付	人数	4	3	2	4	4	4	4
	前年比		75.0	66.7	200.0	100.0	100.0	100.0

（2）地域密着型介護サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。このサービスは、嵐山町がサービス事業者を指定し、原則として嵐山町民のみが利用できるものです。

また、様々な理由で町民が他の市区町村にある事業所の利用を希望する場合がありますが、この場合、当該市区町村の同意を得て、嵐山町が当該事業所の指定をした上で利用することになります。

地域密着型サービスの種類は、

- ① 夜間対応型訪問介護
- ② 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ③ 小規模多機能型居宅介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ⑦ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 地域密着型通所介護

の9種類です。このうち③から⑧のサービスについては、24時間体制で利用できるサービスとなっています。

本町において利用を見込む地域密着型サービスは、「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「地域密着型通所介護」の5サービスです。

利用の見込みに当たっては、地域間の移動や地域特性等を踏まえつつ、在宅介護の継続に向けて、過去の実績の傾向を考慮しつつ、サービスの利用者数を設定しました。

① 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、通所により入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等のサービスを提供します。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—
介護給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—

② 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービス提供し、居宅における生活の継続を支援します。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	0	0	1	2	2
	前年比		—	—	—	—	200.0	100.0
介護給付	人数	3	2	2	2	6	13	13
	前年比		66.7	100.0	100.0	300.0	216.7	100.0

③ 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、共同生活住居において家庭的な環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を行い、能力に応じて自立した日常生活が営めるようにします

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
予防給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—
介護給付	人数	20	21	23	23	25	27	31
	前年比		105.0	109.5	100.0	108.7	108.0	114.8

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付	人数	0	1	4	1	1	1	1
	前年比		—	400.0	25.0	100.0	100.0	100.0

⑤ 地域密着型通所介護

利用定員が18名以下の小規模なデイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や必要な介護・機能訓練を行います。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付	人数	56	42	41	50	53	54	56
	前年比		75.0	97.6	122.0	106.0	101.9	103.7

（3）施設サービス

施設サービスの利用見込みは次のとおりです。利用見込みに当たっては、認定者数の増加、実績の推移、サービスの利用意向等を勘案しています。

① 介護老人福祉施設

特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。原則として新規に入所できるのは、要介護3以上の方となります。

（人/月、％）

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付	人数	108	114	124	131	135	143	157
	前年比		105.6	108.8	105.6	103.1	105.9	109.8

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練を行います。

（人/月、％）

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付	人数	46	38	34	34	34	34	38
	前年比		82.6	89.5	100.0	100.0	100.0	111.8

③ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。

なお、介護療養型医療施設が介護医療院に移行するため、令和5年度末までの設置期限となっています。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付	人数	1	1	0	0	0	0	
	前年比		100.0	0.0	—	—	—	

④ 介護医療院

要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、平成30年度から新たに創設されました。

(人/月、%)

		第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
介護給付	人数	0	0	0	0	0	0	0
	前年比		—	—	—	—	—	—

⑤ 施設整備の目標

第8期計画では、小規模多機能型居宅介護施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設を整備します。

■町内の介護保険サービスの種類別事業所の整備目標

サービスの種類	施設数	定員(人)
居宅サービス		
通所介護	3 (0)	80 (0)
通所リハビリテーション	0 (0)	0 (0)
短期入所生活介護	2 (0)	24 (0)
短期入所療養介護	0 (-)	0 (-)
施設サービス		
介護老人福祉施設	2 (0)	168 (0)
介護老人保健施設	0 (-)	0 (-)
介護療養型医療施設	0 (-)	0 (-)
介護医療院	0 (-)	0 (-)
地域密着型サービス		
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 (0)	18 (0)
小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護	1 (1)	18 (18)
地域密着型通所介護	4 (0)	52 (0)

※（ ）は増加数

2 総合事業の利用者推計

町では平成28年4月から総合事業を開始したことに伴い、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、介護予防支援を介護予防・生活支援サービス事業として実施しています。

なお、訪問型サービスA（緩和型サービス）及び通所型サービスA（緩和型サービス）は同年10月よりサービスを開始しました。

（1）第1号訪問事業

ホームヘルパー等が家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

	第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
基準型訪問介護（訪問介護相当サービス）利用者数(人)	156	145	137	137	137	137	136
訪問型サービスA（緩和型サービス）利用者数(人)	222	222	210	210	210	210	209

（2）第1号通所事業

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や必要な介護・機能訓練を行います。

	第7期(実績)			第8期(目標)			第9期
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度
基準型通所介護(通所介護相当サービス)利用者数(人)	197	141	133	133	133	133	132
通所型サービスA（緩和型サービス）利用者数(人)	161	152	144	144	144	144	143

3 低所得者等に対する利用者負担額の軽減

（１）低所得者対策

低所得者等の負担を軽減するため、以下の支援を行います。

① 介護保険利用料助成

介護保険サービスを利用している低所得の方の経済的な負担を軽減するために、町独自のサービスとして介護保険サービス利用料の一部を助成します。

② 高額介護サービス費の支給

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、1か月の利用者負担を合算（同じ世帯内複数の利用者がある場合は世帯合算）して、所得に応じ設定される上限額を超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

③ 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険や医療保険には、世帯負担額に上限が設けられています。同じ世帯で医療費、介護サービス費の両方の負担が高額になると負担が重くなるため、介護・医療を合算した世帯負担額の年額上限額を超えた分が、高額医療合算介護サービス費として支給されます。

④ 特定入所者介護サービス費の支給

施設サービスや短期入所サービスは、食費・居住費の全額を利用者が負担することになっていますが、利用者が住民税世帯非課税等の低所得者の場合には、過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設けており、この負担限度額を超えた分が介護保険から給付されます。

⑤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の運営改善

低所得で生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とした、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」があります。

4 介護保険給付費と保険料の算定

（１）給付実績

平成30～令和元年度の介護給付費の計画値と実績値は下表のとおりです。

■介護給付費（予防給付費を含む）の計画と実績値

（千円）

	平成30年度		令和元年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス	507,530	491,810	548,153	528,880
訪問介護	51,839	45,528	54,745	40,032
訪問入浴介護	17,022	13,784	22,768	13,078
訪問看護	19,934	21,990	21,336	24,184
訪問リハビリテーション	9,439	6,934	10,909	6,081
居宅療養管理指導	8,382	9,145	9,895	10,094
通所介護	112,876	139,430	114,410	160,439
通所リハビリテーション	62,191	54,528	65,634	54,208
短期入所生活介護	57,435	52,258	62,199	57,536
短期入所療養介護（老健）	10,294	6,906	10,201	12,877
福祉用具貸与	36,436	37,628	39,762	40,444
特定福祉用具販売	4,632	1,909	6,379	1,669
住宅改修	6,203	4,609	6,203	4,759
特定施設入居者生活介護	110,847	97,161	123,712	103,479
地域密着型サービス	226,352	137,786	289,847	138,605
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	16,700	0	18,047	1,952
夜間対応型訪問介護	227	0	227	0
地域密着型通所介護	113,020	73,775	156,510	69,373
認知症対応型通所介護	57	0	57	0
小規模多機能型居宅介護	7,801	6,750	7,805	5,430
認知症対応型共同生活介護	82,702	57,261	101,353	61,850
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,842	0	1,843	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,402	0	2,403	0
看護小規模多機能型居宅介護	1,601	0	1,602	0
施設サービス	407,127	456,213	432,338	460,430
介護老人福祉施設	289,044	298,625	307,807	326,844
介護老人保健施設	114,369	152,332	120,817	129,112
介護医療院	3,714	0	3,714	842
介護療養型医療施設	0	5,256	0	3,632
介護予防支援・居宅介護支援	58,377	61,908	60,387	63,779
介護給付費計	1,199,386	1,147,717	1,330,725	1,191,694

【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システム（総括表）より作成

（2）給付計画

① 介護予防給付費の見込み

第8期計画期間における介護予防給付費の見込みは以下のとおりです。

■ 予防給付費の見込み

(千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 介護予防サービス	14,964	15,449	16,171	16,713
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,558	1,794	1,794	1,794
介護予防訪問リハビリテーション	478	479	479	479
介護予防居宅療養管理指導	114	114	114	171
介護予防通所リハビリテーション	2,735	2,736	3,271	3,569
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,346	4,592	4,779	4,966
特定介護予防福祉用具販売	496	496	496	496
介護予防住宅改修	2,555	2,555	2,555	2,555
介護予防特定施設入居者生活介護	2,682	2,683	2,683	2,683
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	974	1,948	1,948
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	974	1,948	1,948
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,697	2,861	2,969	3,131
予防給付費(計)	17,661	19,284	21,088	21,792

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより。四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

第2部 各論
第2章 介護保険事業の推進（第8期介護保険事業計画）

② 介護給付費の見込み

第8期計画期間における介護給付費の見込みは以下のとおりです。

■介護給付費の見込み

（千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 居宅サービス	539,403	563,443	589,188	629,604
訪問介護	48,816	48,966	49,502	57,665
訪問入浴介護	11,208	12,311	13,408	14,201
訪問看護	24,725	25,415	26,795	26,795
訪問リハビリテーション	5,821	6,193	6,193	6,193
居宅療養管理指導	11,254	11,746	11,779	12,265
通所介護	160,318	165,230	172,085	172,878
通所リハビリテーション	44,623	47,095	47,518	48,555
短期入所生活介護	59,103	61,001	62,662	66,094
短期入所療養介護(老健)	12,166	12,173	13,433	14,410
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	42,109	43,473	44,987	45,796
特定福祉用具購入費	1,974	1,974	2,442	2,699
住宅改修費	3,869	3,869	3,869	3,869
特定施設入居者生活介護	113,417	123,997	134,515	158,184
(2) 地域密着型サービス	157,047	177,623	200,774	215,102
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,684	1,685	1,685	1,685
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	78,523	83,294	84,960	87,072
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	5,025	14,660	29,840	29,840
認知症対応型共同生活介護	71,815	77,984	84,289	96,505
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス	502,327	513,969	536,010	592,235
介護老人福祉施設	375,897	387,469	409,510	449,694
介護老人保健施設	126,430	126,500	126,500	142,541
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	67,854	69,840	71,730	73,232
介護給付費(計)	1,266,631	1,324,875	1,397,702	1,510,173

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより。四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

■総給付費の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	1,284,292	1,344,159	1,418,790	1,531,965
予防給付費（計）	17,661	19,284	21,088	21,792
介護給付費（計）	1,266,631	1,324,875	1,397,702	1,510,173

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより。四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

③ 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

第8期計画期間における介護保険サービス事業費及び地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。地域支援事業費の内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費・任意事業費の合計で、過去の実績の伸びを考慮して、将来の事業費を推計しています。

■標準給付費の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	1,284,292	1,344,159	1,418,790	4,047,241
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	41,419	43,397	45,133	129,949
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	31,000	31,100	31,200	93,300
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,900	4,000	4,100	12,000
算定対象審査支払手数料	796	832	864	2,491
標準給付費見込額（計）	1,361,406	1,423,487	1,500,087	4,284,981

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより

■地域支援事業費の見込み

(千円)

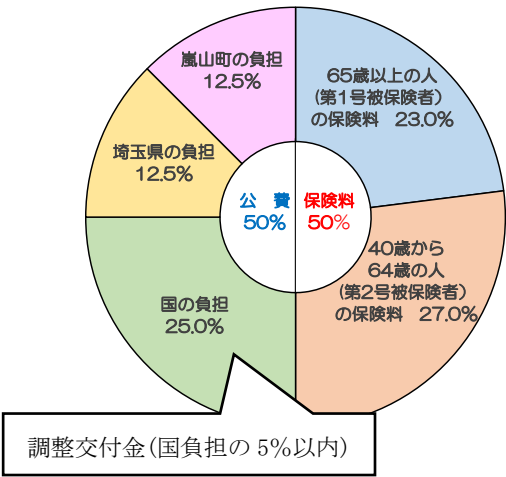
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費（計）	34,576	34,576	31,426	100,578
介護予防・日常生活支援総合事業費	19,877	19,877	16,727	56,481
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	10,265	10,265	10,265	30,795
包括的支援事業費（社会保障充実分）	4,434	4,434	4,434	13,302

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより

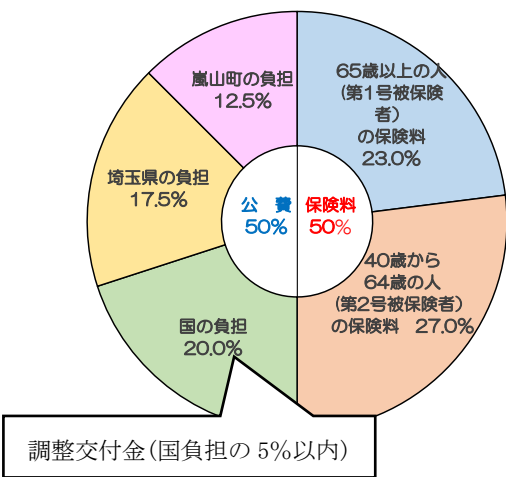
（3）保険料の算定

各事業の財源構成は下図のとおりです。「保険給付にかかる費用」と地域支援事業の「介護予防事業にかかる費用」及び「包括的支援事業・任意事業にかかる費用」とでは、第2号保険料や調整交付金の有無が異なります。

■保険給付（居宅分）にかかる費用

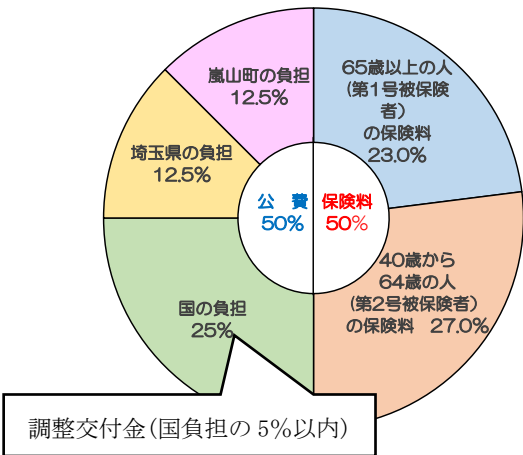


■保険給付（施設分）にかかる費用

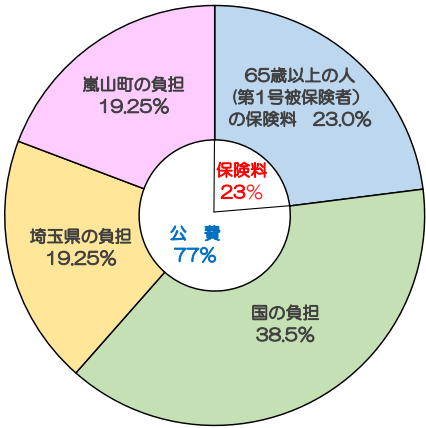


■地域支援事業

○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業に係る費用



第8期計画期間における第1号被保険者の基準保険料は、月額5,000円と試算されます。

■第8期計画の保険料収納必要額

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数	人	5,943	5,967	6,015	17,925
前期（65～74歳）	人	3,040	2,902	2,773	8,715
後期（75歳以上）	人	2,903	3,065	3,242	9,210
所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	6,182	6,205	6,255	18,642
標準給付費見込額	円	1,361,406,261	1,423,487,462	1,500,087,007	4,284,980,730
地域支援事業費	円	34,576,000	34,576,000	31,426,000	100,578,000
第1号被保険者負担分相当額	円	321,075,920	335,354,596	352,247,992	1,008,678,508
調整交付金相当額	円	69,064,163	72,168,223	75,840,700	217,073,087
調整交付金見込交付割合	%	0.46%	0.92%	1.12%	
後期高齢者加入割合補正係数	—	1.15	1.13	1.12	
所得段階別加入割合補正係数	—	1.04	1.04	1.04	
調整交付金見込額	円	6,354,000	13,279,000	16,988,000	36,621,000
財政安定化基金拠出金見込額	円	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金拠出率	%	0	0	0	
財政安定化基金拠出金償還金	円	0	0	0	0
準備基金の残高(令和2年度見込)	円				161,000,000
準備基金取崩額	円				66,000,000
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額	円				15,000,000
市町村特別給付費等	円	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	円				0
市町村相互財政安定化事業交付額	円				0
保険料収納必要額	円				1,108,130,595
予定保険料収納率	%				99.00%
保険料の基準額					
年額	円				60,000
月額	円				5,000

※資料：国の地域包括ケア「見える化」システムより。第1号被保険者数は高齢者人口としている。

■第1号被保険者の介護保険料に関する段階区分

所得段階	対象者	負担割合	年額	(月平均)
第1段階	・生活保護被保険者等 ・世帯全員が町民税非課税の方 (老齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	基準額 ×0.50	30,000円	2,500円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入等が80万円超120万円以下の人)	基準額 ×0.75	45,000円	3,750円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 (第2段階に該当しない方)	基準額 ×0.75	45,000円	3,750円
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入等が80万円以下の人)	基準額 ×0.90	54,000円	4,500円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (第4段階に該当しない方)	基準額 ×1.00	60,000円	5,000円
第6段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額120万円未満の人)	基準額 ×1.20	72,000円	6,000円
第7段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の人)	基準額 ×1.30	78,000円	6,500円
第8段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の人)	基準額 ×1.50	90,000円	7,500円
第9段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額320万円以上)	基準額 ×1.70	102,000円	8,500円

5 計画の推進に向けて

（１）連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、町はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、町民すべてが関わっており、施策・事業の適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。また、平時からの ICT（情報通信技術）を活用した会議の実施等による業務のオンライン化を進めていくことも重要です。

① 町行政内部の連携強化

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設など、様々な行政分野が関わることから、町行政内部の関係各課との連携を強化します。

また、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めていきます。

② 国・県・周辺市町村との連携強化

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

また、県や市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築を目指します。

③ 関係団体、事業所との連携強化

福祉サービスをはじめ各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会、民間ボランティアなどの関係団体を中心となることから、それらとの連携を強化します。

また、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発に努めていきます。

④ 町民との連携強化

まちづくりの主体は町民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉にかかわる町民活動の活性化を図り、連携を強化します。

（２）推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・町民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

① 町行政内部の体制整備・強化

本計画の推進には町行政内部の多くの部所が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備を図り、施策・事業推進体制の強化を図ります。

② 関係機関・団体との連携体制整備・強化

施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり関係機関・団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。

③ 人材の確保と資質の向上

本計画を推進する上で保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

（３）計画の進行管理

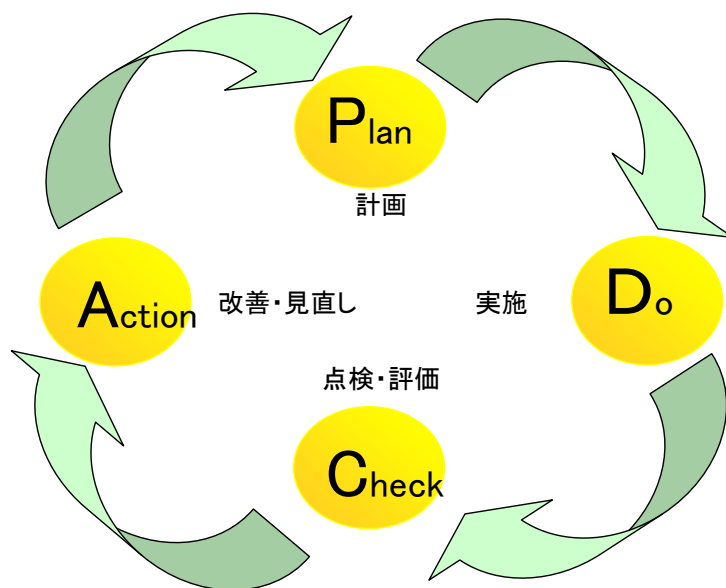
サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。また、各サービスの質の向上を図るうえでもサービス評価が必要です。

そのために、まず事業者自らがサービス内容を評価する「自己評価」を推進するとともに、第三者によるサービス評価の導入を検討します。

また、運営協議会等が中心となり、計画の達成状況を分析し、毎年度点検・評価を行います。

《点検・評価の手順》

- ①Plan(計画) :介護保険・老人保健福祉サービス提供計画(Plan)、目標の設定
- ②Do(実行) :計画の実行
- ③Check(点検・評価) :介護保険・老人保健福祉サービス提供計画、目標値と実績値の比較
- ④Action(改善・見直し) :新たな介護保険・老人保健福祉サービス提供計画、新目標の設定



（４）自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組と目標について

本計画において、サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて必要な取組を進めます。

区分	実施内容	掲載ページ
①自立支援・介護予防・重度化防止	訪問型サービスB (嵐山おたすけサービス事業)	P 35③
	通所型サービスC (元気はつらつ体操教室)	P 36③
	介護予防ケアマネジメント事業	P 36 4)
	脳の健康教室	P 41①
	嵐山おたすけサービス事業	P 47①
	地域の医療・介護資源の把握	P 50①
	認知症サポーター養成講座	P 54③
	地域ケア会議推進事業	P 58 (2)
	高齢者外出支援事業	P 63 (1)
	高齢者運転免許証自主返納支援事業	P 63 (2)
②給付適正化	介護給付の適正化	P 70 (1)
	総合事業 第1号訪問事業	P 84 (1)
	総合事業 第1号通所事業	P 84 (2)

資 料 編

1 嵐山町介護保険運営協議会設置要綱

嵐山町介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）抜粋

第 3 章 介護保険運営協議会

（設置）

第 9 条の 2 嵐山町介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規程に基づき、嵐山町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 9 条の 3 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他介護保険の施策に関する重要事項

（組織）

第 9 条の 4 協議会の委員は、委員 10 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 被保険者
- (2) サービス事業者
- (3) 一般公募者

（任期）

第 9 条の 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 9 条の 6 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 9 条の 7 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第 9 条の 8 会長は、議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第 9 条の 9 協議会の庶務は、長寿生きがい課で処理する。

2 嵐山町介護保険運営協議会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長

任 期：令和元年12月1日から令和3年11月30日までの2年間

選出区分	N0	氏 名	備 考
第1号委員 (被保険者)	1	○安藤 勲	
	2	中澤 和英	
	3	山下 道子	
第2委員 (サービス事業者)	4	◎吉田 典生	特別養護老人ホーム 武蔵野ユートピア
	5	中西 敏雄	特別養護老人ホーム らんざん苑
	6	杉田 文子	武蔵嵐山病院
	7	石井 彰	嵐山町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
第3号委員 (一般公募)	8	大木 伸秀	
	9	山田 昇	
	10	小屋野 賀津美	

3 策定の経緯

年 月 日	議 題
令和2年7月13日 ～7月30日	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施
令和2年9月25日	第1回嵐山町介護保険運営協議会 ・諮問について ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・今後のスケジュールについて ・その他
令和2年11月25日	第2回嵐山町介護保険運営協議会 ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・その他
令和3年1月13日	第3回嵐山町介護保険運営協議会 ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・パブリックコメントについて ・その他
令和3年2月18日	第4回嵐山町介護保険運営協議会 ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・パブリックコメントについて ・介護保険の現状と次年度事業等について ・その他

健康で互いに支えあう生き生きとしたまち らんざん

第 8 期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(令和 3 年度～令和 5 年度)

.....

令和 3 年 3 月発行

発 行 嵐山町

編 集 嵐山町 長寿生きがい課

住 所 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

TEL 0493-62-2150(代表)

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>